

平成28年1月25日

安曇野市教育委員会

平成28年1月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)宮澤 慎二

タイトル	安曇野市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
決定を要する事項の内容	条例の一部改正に伴う協議
要旨	<p>平成 27 年 4 月 1 日から穂高幼稚園の運営管理については福祉部に補助執行していますが、給食対応については北部学校給食センター穂高幼稚園分室として対応をしています。</p> <p>平成 28 年 4 月から市内各保育園同様、給食については委託方式により対応することとしていることから、第 2 条の表中から安曇野市北部学校給食センター穂高幼稚園分室を削除する内容です。(3 月定例議会に提出予定)</p> <p>業務委託経費については、平成 27 年度安曇野市議会 12 月定例会において、債務負担行為 穂高幼稚園給食調理業務(平成 28 年度まで) 6,888 千円を議決済です。</p> <p>また、現条例において修正が必要な部分について見直しを図っています。</p>
説明	条例改正(案)別添

安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条」の次に「及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条」を加え、「学校給食センター」を「安曇野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）」に改める。

第2条の表中

「

安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地
安曇野市北部学校給食センター穂高幼稚園分室	安曇野市穂高6802番地

」を

「

安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地
----------------	--------------

」に改める。

第4条の見出し中「学校給食センター」を削り、同条第1項中「教育委員会の附属機関として」を「学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため」に改め、同条第4項中「委嘱」の次に「又は任命」を加える。

第5条中「規則」を「条例」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第5条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

安曇野市学校給食センター条例（新旧対象）

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定により、学校給食の調理等の業務を処理するため、安曇野市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、学校給食の調理等の業務を処理するため、<u>学校給食センター</u>を設置する。</p>														
<p>(名称及び位置)</p> <table border="1" data-bbox="592 1126 715 2105"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市北部学校給食センター</td> <td>安曇野市穂高9747番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <table border="1" data-bbox="592 107 794 1081"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市北部学校給食センター</td> <td>安曇野市穂高9747番地</td> </tr> <tr> <td>安曇野市北部学校給食センター穂高幼稚園分室</td> <td>安曇野市穂高6802番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地	安曇野市北部学校給食センター穂高幼稚園分室	安曇野市穂高6802番地	(略)	
名称	位置														
安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地														
(略)															
名称	位置														
安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地														
安曇野市北部学校給食センター穂高幼稚園分室	安曇野市穂高6802番地														
(略)															
<p>(運営委員会)</p> <p>第4条 学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(学校給食センター運営委員会)</p> <p>第4条 教育委員会の附属機関として、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>5・6 (略)</p>														
<p>(守秘義務)</p> <p>第5条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p>															
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>														

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第2号	教育部 学校教育課
平成 28 年 1 月 25 日 提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 宮澤 慎二

タイトル	安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	<p>学校給食センター運営委員会委員から、監査委員 3 人を選出することについて、安曇野市学校給食費会計事務処理規程第 12 条により規定していますが、運営委員会役員として位置づけることを目的とし、一部改正をするものです。</p> <p>また、同時に規則全体の見直しを行うものです。</p> <p>施行期日 平成 28 年 4 月 1 日</p> <p>(その他主な改正点)</p> <p>第 3 条 委員の任期を 1 年と規定 (現行 2 年)</p> <p>第 7 条 委員会の庶務担当の明示</p>
説明	<p>【安曇野市学校給食センター運営委員会規則(改正後)】(抜粋)</p> <p>(役員)</p> <p>第 4 条 委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 委員長 1 人</p> <p>(2) 副委員長 1 人</p> <p>(3) 監事 3 人</p> <p>2 委員長は、会務を総理する。</p> <p>3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 監事は、給食費に関する会計を監査する。</p> <p>(役員を選任方法及び任期)</p> <p>第 5 条 役員を選任方法及び任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。</p> <p>(2) 監事は、第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員の内から 1 人、同項第 4 号の委員のうちから 2 人をもって充て、これらの委員により互選にする。</p> <p>2 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。</p> <p>【安曇野市学校給食費会計事務処理規則】(抜粋)</p> <p>(会計監査)</p> <p>第 12 条 給食費会計に関する監査委員は 3 人とし、安曇野市学校給食センター運営委員会規則(平成 17 年教育委員会規則第 19 号)第 2 条の規定により委嘱された委員会の委員のうち、小中学校長から 1 人、PTA</p>

	<p>から2人を教育委員会が選任する。</p> <p>2 監査委員の任期は、1年とする。</p> <p>【学校給食費会計事務処理規則については、今後、中間監査及び決算監査を行うための一部改正を予定。】</p>
--	--

安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則

安曇野市学校給食センター運営委員会規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

安曇野市学校給食センター条例第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

第2条第1号中「教育委員」の次に「代表」を加え、同条第2号中「小中校長各」を「小学校長代表」に改め、同条第5号中「薬剤師」の次に「代表」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号中「学校医」の次に「代表」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号中「PTA」を「小学校及び中学校PTA代表」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 中学校長代表 1人

第6条を第8条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

第5条を削り、第4条を第6条とする。

第3条第1項に次の1号を加える。

（3） 監事 3人

第3条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 監事は、給食費に関する会計を監査する。

第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（役員を選任方法及び任期）

第5条 役員を選任方法及び任期は、次のとおりとする。

（1） 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。

（2） 監事は、第2条第1項第2号及び第3号の委員のうちから1人、同項第4号の委員のうちから2人をもって充て、これらの委員により互選にする。

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第2条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○安曇野市学校給食センター運営委員会規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第19号）

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第4条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 安曇野市学校給食センター条例第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 教育委員代表 1人 (2) 小学校長代表 1人 (3) 中学校長代表 1人 (4) 小学校及び中学校PTA代表 5人 (5) 学校医代表 1人 (6) 薬剤師代表 1人</p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第4条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 教育委員 1人 (2) 小中学校長各 1人 (3) PTA 5人 (4) 学校医 1人 (5) 薬剤師 1人</p>
<p><u>(委員の任期)</u></p> <p>第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	
<p><u>(役員)</u></p> <p>第4条 委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 監事 3人</p> <p>2 (略) 3 (略) 4 監事は、給食費に関する会計を監査する。</p>	<p><u>(役員)</u></p> <p>第3条 委員会に次の役員を置く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 委員長及び副委員長は委員の互選による。 3 (略) 4 (略)</p>

改正後

(役員)の選任方法及び任期)
第5条 役員の選任方法及び任期は、次のとおりとする。
 (1) 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。
 (2) 監事は、第2条第1項第2号及び第3号の委員のうちから1人、同項第4号の委員のうちから2人をもって充て、これらの委員により互選にする。
 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)
第6条 (略)
 2・3 (略)

(庶務)
第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。
 (補則)
第8条 (略)

改正前

(会議)
第4条 (略)
 2・3 (略)
 (任期)
第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 2 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまで引き続き在任する。

(補則)
第6条 (略)

議案第 3 号	教育部 文化課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長) 那須野雅好 (担当) 山田真一

タイトル	安曇野市博物館条例の一部改正、安曇野市美術資料等選定委員会規則の制定及び安曇野市美術館美術資料等収集要綱の一部改正並びに安曇野市美術資料等選定委員会要綱の廃止について
決定を要する事項の内容	条例の一部改正、規則の制定、要綱の一部改正及び廃止に伴う協議
要旨	安曇野市附属機関の見直しに伴い、「安曇野市美術資料等選定委員会」を「安曇野市博物館条例(第 23 条)」に基づく附属機関として定め、これに伴い、「安曇野市美術資料等選定委員会要綱」を「安曇野市美術資料等選定委員会規則」として改め、委員会の組織、運営等について定めるとともに、「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」の一部改正(第 3 条 安曇野市美術館美術資料等選定委員会の削除)を行うものです。
説明	<p>1 制定等の理由</p> <p>要綱等により設置された機関(会議)においてなされた審査、審議、調査等は法的効力がなく対抗要件を具備しないため、安曇野市では「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を改正し、該当する機関等について、条例化を促進しています。</p> <p>2 改廃等の内容</p> <p>(1)「安曇野市博物館条例」の一部改正について(資料 1)</p> <p>(2)「安曇野市美術資料等選定委員会規則」の制定について(資料 2)</p> <p>(3)「安曇野市美術館美術資料等収集要綱」の一部改正について(資料 3)</p> <p>(4)「安曇野市美術館美術資料等選定委員会要綱」の廃止(資料 4)</p> <p>3 今後の予定</p> <p>条例については法規審査委員会の審議を経て 3 月議会に上程し、議決後、規則の制定、要綱の廃止及び一部改正を行うこととします。</p> <p>また、要綱に基づき委嘱している現委員については、新たな規則に基づき 4 月 1 日付で再委嘱します。</p>

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（選定委員会）

第 23 条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会を置くことができる。

2 安曇野市美術資料等選定委員会の組織及び運営については、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

2 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「 博物館協議会委員 」 を

博物館協議会委員			6,700	3,500
----------	--	--	-------	-------

博物館協議会委員			6,700	3,500
美術資料等選定委員会委員			9,500	

」 に改める。

○安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）

改正後	改正前
<p>(博物館協議会の設置)</p> <p>第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第20条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験者 <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の役員)</p> <p>第21条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。 <p>(協議会の会議)</p> <p>第22条 協議会は、会長が招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <p>(選定委員会)</p> <p>第23条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会を置くことができる。</p> <p>2 安曇野市美術資料等選定委員会の組織及び運営については、教育委員会が定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(博物館協議会の設置)</p> <p>第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第20条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験者 <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の役員)</p> <p>第21条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。 <p>(協議会の会議)</p> <p>第22条 協議会は、会長が招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <p>(委任)</p> <p>第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>

○安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例
平成17年10月1日条例第40号

別表第2 (第8条関係)

職名	報酬		
	年額	月額	日額
文化財保護審議会委員			6,700
安曇野市豊科郷土博物館長		140,700	
安曇野高橋節郎記念美術館長		140,700	
博物館協議会委員			6,700
美術資料等選定委員会委員			9,500
貞享義民記念館長		140,700	
公共下水道事業運営協議会委員			6,700
その他の委員			6,700
専門委員	予算の範囲内で任命権者が定める額		
その他特別職の職員	予算の範囲内において他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める額		

○安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例
平成17年10月1日条例第40号

別表第2 (第8条関係)

職名	報酬			
	年額	月額	日額	4時間未満
文化財保護審議会委員			6,700	3,500
安曇野市豊科郷土博物館長		140,700		
安曇野高橋節郎記念美術館長		140,700		
博物館協議会委員			6,700	3,500
貞享義民記念館長		140,700		
公共下水道事業運営協議会委員			6,700	3,500
その他の委員			6,700	3,500
専門委員	予算の範囲内で任命権者が定める額			
その他特別職の職員	予算の範囲内において他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める額			

安曇野市美術資料等選定委員会規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市美術資料等選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）第23条第2項の規定に基づき、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。

(1) 安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館及び田淵行男記念館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）の選定及び評価に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。

(組織)

第 3 条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する 5 人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 選定委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとし、会長に事故あるときは、副会長が代理する。

3 選定委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査の求め)

第 6 条 選定委員会は、審議において専門的な調査を必要とする美術資料等について、教育委員会に調査を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 選定委員会の事務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○安曇野市美術資料等選定委員会規則 平成28年3月 日教育委員会規則第 号</p> <p>安曇野市美術資料等選定委員会規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市博物館条例(平成18年安曇野市条例第28号)第29条第2項の規定に基づき、安曇野市美術資料等選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 安曇野市豊栄近代美術館、安曇野市高橋節郎記念美術館及び田淵行男記念館において収集する美術作品及び美術に関する資料(以下「美術資料等」という。)の選定及び評価に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する5人以内の委員で組織する。</p> <p>2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 選定委員会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選とする。</p> <p>3 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 選定委員会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会議の議長は、会長が務めるものとし、会長に事故あるときは、副会長が代理する。</p> <p>3 選定委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができな</p>	<p>○安曇野市美術資料等選定委員会要綱 平成27年3月25日教育委員会告示第6号</p> <p>安曇野市美術資料等選定委員会要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、安曇野市美術館美術資料等収集要綱(平成27年安曇野市教育委員会告示第5号)第3条の規定に基づき、安曇野市美術資料等選定委員会(以下「選定委員会」という。)の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 収集する美術作品及び美術に関する資料(以下「美術資料等」という。)の選定及び評価に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第3条 選定委員会に会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長及び副会長は、委員の互選とする。</p> <p>3 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 選定委員会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会議の議長は、会長が務める。会長に事故あるときは、副会長が代理する。</p> <p>3 選定委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができな</p>

<p>い。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 選定委員会は、審議において専門的な調査を必要とする美術資料等について、教育委員会に調査を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 選定委員会の事務は、教育委員会教育部文化課において処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>い。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。</p> <p>4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 選定委員会は、審議において専門的な調査を必要とする美術資料等について、教育委員会に調査を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 選定委員会の事務は、教育委員会教育部文化課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p>
--	---

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市美術館美術資料等収集要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月 日

安曇野市教育委員会
委員長

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表

改正後	改正前
<p>○安曇野市美術館美術資料等収集要綱 平成27年3月25日教育委員会告示第5号 安曇野市美術館美術資料等収集要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、安曇野市美術資料等選定委員会規則（平成28年教育委員会規則第 号）第8条の規定に基づき、収集する美術作品並びに美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）を適正かつ円滑に収集するため必要な事項を定めるものとする。 (収集)</p> <p>第2条 美術資料等の収集は、購入、寄贈、寄託又は所管替えによるものとする。 2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する美術資料等とする。 (1) 安曇野出身の作家、安曇野にゆかりのある作家及び関連する美術資料等 (2) 安曇野の自然、風土、又は歴史にかかわる美術資料等 (3) 近代彫刻の流れを展望できる美術資料等 (4) 山岳及び自然をテーマとした写真作品並びに写真に関する資料 (5) その他教育委員会が必要と認めた美術資料等 (安曇野市美術資料等選定委員会)</p> <p>第3条 教育委員会は、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、美術資料等の収集に当たり、適正な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。 2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、5人以内とする。 3 委員は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (調査の委任)</p>	<p>○安曇野市美術館美術資料等収集要綱 平成27年3月25日教育委員会告示第5号 安曇野市美術館美術資料等収集要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館、田淵行男記念館及び穂高陶芸館において収集する美術作品並びに美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）を適正かつ円滑に収集するため必要な事項を定めるものとする。 (収集)</p> <p>第2条 美術資料等の収集は、購入、寄贈、寄託又は所管替えによるものとする。 2 収集する美術資料等は、原則として次の各号のいずれかに該当する美術資料等とする。 (1) 安曇野出身の作家、安曇野にゆかりのある作家及び関連する美術資料等 (2) 安曇野の自然、風土、又は歴史にかかわる美術資料等 (3) 近代彫刻の流れを展望できる美術資料等 (4) 山岳及び自然をテーマとした写真作品並びに写真に関する資料 (5) その他教育委員会が必要と認めた美術資料等 (安曇野市美術資料等選定委員会)</p> <p>第3条 教育委員会は、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、美術資料等の収集に当たり、適正な選定及び評価を必要とする美術資料等について、意見を求めるものとする。 2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、5人以内とする。 3 委員は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (調査の委任)</p>

改正後	改正前
<p>第3条 教育委員会は、選定委員会の求めに応じ専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し学識経験を有する者（以下「評価員」という。）に調査を委任することができる。 （評価員）</p> <p>第4条 評価員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 評価員は、前条の調査が終了したときは、その結果を教育委員会へ報告するものとする。</p> <p>3 評価員の任期は、前項の報告の時までとする。 （その他）</p> <p>第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 この告示は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>第4条 教育委員会は、選定委員会の求めに応じ専門的な調査を必要とする美術資料等について、当該美術資料等に関し学識経験を有する者（以下「評価員」という。）に調査を委任することができる。 （評価員）</p> <p>第5条 評価員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 評価員は、前条の調査が終了したときは、その結果を教育委員会へ報告するものとする。</p> <p>3 評価員の任期は、前項の報告の時までとする。 （その他）</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 この告示は、平成27年4月1日から施行する。</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市美術資料等選定委員会要綱（平成27年安曇野市教育委員会告示第6号）は廃止する。

平成28年3月31日

安曇野市教育委員会

委員長 唐 木 博 夫

議案第 4 号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 小笠原 正明

タイトル	安曇野市青少年育成基金の設置について
決定を要する事項の内容	条例制定及び廃止に伴う協議
要旨	青少年の健全育成及び人材育成事業の財源に充てるため、青少年健全育成基金と人材育成基金を統合し、青少年育成基金を設置する。
説明	<p>現在、生涯学習課所管の基金として、青少年の健全育成を図るための『青少年健全育成基金』と市の活性化及び国際社会への対応を図る人材を育成するための『人材育成基金』がある。</p> <p>2つの基金を統合し、青少年健全育成及び人材育成を図るための『青少年育成基金』を設置する。</p> <p>【基金残額】12月31日現在</p> <p>○安曇野市青少年健全育成基金 5,628,068 円</p> <p>○安曇野市人材育成基金 4,295,578 円</p> <p>条例案については、安曇野市議会 3 月定例会に上程予定。</p>

安曇野市青少年育成基金条例

(設置)

第1条 青少年の健全育成及び人材育成事業の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、安曇野市青少年育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、青少年の健全育成及び人材育成事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(安曇野市人材育成基金条例及び安曇野市青少年健全育成基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 安曇野市人材育成基金条例（平成17年安曇野市条例第56号）

(2) 安曇野市青少年健全育成基金条例（平成17年安曇野市条例第59号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の安曇野市人材育成基金条例及び安曇野市青少年健全育成基金条例の規定により設置されていた基金に属する現金及び有価証券は、施行日において、この条例の規定により設置される基金に属するものとする。

議案第5号	教育部 生涯学習課
平成28年1月25日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 藤森 智

タイトル	安曇野市人権教育集会所条例の一部改正について												
決定を要する事項の内容	条例の一部改正に伴う協議												
要旨	安曇野市人権教育集会所である「安曇野市明科学習センター」を明科南保育園建設に伴い廃止するもの。												
説明	<p>安曇野市明科学習センターは、旧明科公民館に隣接し、昭和56年から、人権問題に対する理解と認識を深め地域の社会教育の振興を図るため、地域の人権教育啓発をはじめとした集会施設として活用されてきました。</p> <p>この安曇野市明科学習センターと旧明科公民館の所在地に明科南保育園を新築するため、同センターを廃止し、条例から削除します。</p> <p>改正案を平成28年安曇野市議会3月定例会に議案として提出する予定です。</p> <p style="text-align: center;">安曇野市人権教育集会所条例（抜粋） （名称及び位置）</p> <p>第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市豊科解放館</td> <td>安曇野市豊科田沢4917番地1</td> </tr> <tr> <td>安曇野市豊科町通り人権教育集会所</td> <td>安曇野市豊科高家6382番地3</td> </tr> <tr> <td>安曇野市穂高人権教育集会所</td> <td>安曇野市穂高5716番地1</td> </tr> <tr> <td>安曇野市堀金人権教育集会所</td> <td>安曇野市堀金烏川4214番地1</td> </tr> <tr> <td>安曇野市明科学習センター</td> <td>安曇野市明科中川手2914番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	安曇野市豊科解放館	安曇野市豊科田沢4917番地1	安曇野市豊科町通り人権教育集会所	安曇野市豊科高家6382番地3	安曇野市穂高人権教育集会所	安曇野市穂高5716番地1	安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1	安曇野市明科学習センター	安曇野市明科中川手2914番地1
名称	位置												
安曇野市豊科解放館	安曇野市豊科田沢4917番地1												
安曇野市豊科町通り人権教育集会所	安曇野市豊科高家6382番地3												
安曇野市穂高人権教育集会所	安曇野市穂高5716番地1												
安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1												
安曇野市明科学習センター	安曇野市明科中川手2914番地1												

安曇野市条例第 号

安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）の一部を改正する
条例

安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1
安曇野市明科学習センター	安曇野市明科中川手2914番地1

」を

「

安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1
---------------	-----------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表

○安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）の一部改正

改正後	改正前														
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="453 1144 579 2123"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安曇野市堀金人権教育集会所</td> <td>安曇野市堀金烏川4214番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="453 125 619 1099"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安曇野市堀金人権教育集会所</td> <td>安曇野市堀金烏川4214番地1</td> </tr> <tr> <td>安曇野市明科学習センター</td> <td>安曇野市明科中川手2914番地1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1	安曇野市明科学習センター	安曇野市明科中川手2914番地1
名称	位置														
(略)															
安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1														
名称	位置														
(略)															
安曇野市堀金人権教育集会所	安曇野市堀金烏川4214番地1														
安曇野市明科学習センター	安曇野市明科中川手2914番地1														

議案第 6 号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 藤森 智

タイトル	安曇野市公民館管理規則の一部改正について																												
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議																												
要旨	<p>安曇野市公民館条例の使用料に係る別表第 2 の規定を平成 28 年 4 月 1 日以後の使用から適用することに伴い、所定の様式の改正と使用料納期限の明確化と金銭登録機（レジスター）導入に伴う事務簡素化を図るため。</p>																												
説明	<p>公民館をさらに利用しやすくするため、使用時間区分を 4 区分から 1 時間単位にするとともに、昨今の気象状況を考慮し冷暖房費を使用料に含んだものにしました。</p> <p>この適用が、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用からであるため、平成 28 年 3 月 1 日からの使用の申請に対応するため、様式を改めます。</p> <p>また、使用料の納期限の明確化と金銭登録機（レジスター）の導入に伴い、安曇野市財務規則第 35 条の適用により事務の簡素化を図るため、安曇野市公民館管理規則の一部を併せて改正します。</p> <p>○改正する様式</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">条項</th> <th style="text-align: center;">現様式</th> <th style="text-align: center;">改正後様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用許可の申請</td> <td>第 3 条</td> <td>様式第 1 号</td> <td>様式第 1 号(その 1) 様式第 1 号(その 2)</td> </tr> <tr> <td>許可書の交付</td> <td>第 4 条 第 8 条第 5 項</td> <td>様式第 2 号</td> <td>様式第 2 号(その 1) 様式第 2 号(その 2)</td> </tr> <tr> <td>使用料の納付</td> <td>第 5 条</td> <td>様式第 3 号</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>使用の取り消し</td> <td>第 7 条</td> <td>様式第 4 号</td> <td>様式第 3 号</td> </tr> <tr> <td>使用料の還付請求書</td> <td>第 9 条</td> <td>様式第 5 号</td> <td>様式第 4 号</td> </tr> <tr> <td>使用料の還付決定書</td> <td>第 9 条第 2 項</td> <td>様式第 6 号</td> <td>様式第 5 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>○使用料の納期限の明確化と財務規則第 35 条の適用のための改正 第 5 条 使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、<u>使用する日の前 2 日までに</u>使用料を納付するものとする。</p>	種類	条項	現様式	改正後様式	使用許可の申請	第 3 条	様式第 1 号	様式第 1 号(その 1) 様式第 1 号(その 2)	許可書の交付	第 4 条 第 8 条第 5 項	様式第 2 号	様式第 2 号(その 1) 様式第 2 号(その 2)	使用料の納付	第 5 条	様式第 3 号	廃止	使用の取り消し	第 7 条	様式第 4 号	様式第 3 号	使用料の還付請求書	第 9 条	様式第 5 号	様式第 4 号	使用料の還付決定書	第 9 条第 2 項	様式第 6 号	様式第 5 号
種類	条項	現様式	改正後様式																										
使用許可の申請	第 3 条	様式第 1 号	様式第 1 号(その 1) 様式第 1 号(その 2)																										
許可書の交付	第 4 条 第 8 条第 5 項	様式第 2 号	様式第 2 号(その 1) 様式第 2 号(その 2)																										
使用料の納付	第 5 条	様式第 3 号	廃止																										
使用の取り消し	第 7 条	様式第 4 号	様式第 3 号																										
使用料の還付請求書	第 9 条	様式第 5 号	様式第 4 号																										
使用料の還付決定書	第 9 条第 2 項	様式第 6 号	様式第 5 号																										

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市公民館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条中「安曇野市公民館・体育施設等使用料納付書（様式第3号）により」を「使用する日の前2日までに」に改める。

第7条中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第9条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条第3項中「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

様式を次のように改める。

様式第1号その1 (第3条関係)

安曇野市公民館使用許可 (使用料減免) 申請書

年 月 日

(宛先)

安曇野市長
安曇野市教育委員会

申請番号	第	-	号
------	---	---	---

申請者

団体名 _____
氏名 _____ (印)
連絡先 (電話) _____

安曇野市公民館条例第7条 (及び第10条) の規定による _____ 公民館の使用の許可 (使用料の減免) を申請します。

使用の目的					
会議室等の名称			使用人数	人	
使用する設備及び備品					
使用する日時	年 月 日 ()	午前 時 分から	午後 時 分まで	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午後 時 分から	午後 時 分まで	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午前 時 分から	午後 時 分まで	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午後 時 分から	午後 時 分まで	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午前 時 分から	午後 時 分まで	使用時間	時間
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()	使用時間	計 時間
許可書送付先 〒 □□□□□□□□ 住所 _____ 氏名 _____	会議室 等使用 料	使用料 (A)	@ 円 × 時間	円	
		減免する 額 (B)	(A) 円 × 減免率 %	円 (10円未満切捨て)	
	(A) - (B)		①	円	
	設備及 び備品 使用料	使用料 (C)	@ 円 × 時間	円	
		減免する 額 (D)	(C) 円 × 減免率 %	円 (10円未満切捨て)	
(C) - (D)		②	円		
請求金額 (①+②)			円		

(注) 太枠のみ記入してください。

様式第1号その2 (第3条関係)

安曇野市公民館使用許可 (使用料減免) 申請書

年 月 日

(宛先)

安曇野市長
安曇野市教育委員会

申請番号	豊科第	—	号
------	-----	---	---

申請者

団体名 _____
氏名 _____ ㊟
連絡先 (電話) _____

安曇野市公民館条例第7条 (及び第10条) の規定による安曇野市豊科公民館ホールの使用の許可 (使用料の減免) を申請します。

使用の目的		使用人数	人
使用する施設	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> ホールステージのみ <input type="checkbox"/> レクリエーション場のみ <input type="checkbox"/> ホワイエのみ		
使用する日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前9時～正午 <input type="checkbox"/> 午後1時～午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時～午後9時30分 <input type="checkbox"/> 午前9時～午後9時30分		
使用する設備及び備品	<input type="checkbox"/> フォローピンスポットライト <input type="checkbox"/> 照明Aセット <input type="checkbox"/> 放送装置基本セット <input type="checkbox"/> ローアホリゾンライト <input type="checkbox"/> 照明Bセット <input type="checkbox"/> 催事収録用集音マイク装置 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> グランドピアノ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ボーダーライト <input type="checkbox"/> マイクロフォン <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> フットライト		
入場料徴収又は営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()
許可書送付先		ホール使用料 (A)	使用料 _____ 円 冷暖房使用料 @4,700円× 時間 _____ 円
〒 □□□-□□□□		設備及び備品使用料 (B)	_____ 円
住所 _____		小計	(A) + (B) ① _____ 円
氏名 _____		減免する額	①×減免率 _____ % ② _____ 円 (10円未満切捨て)
		請求金額 (①-②)	_____ 円

(注) 太枠のみ記入してください。

様式第2号その1 (第4条関係)

安曇野市公民館使用 (使用料減免) 許可書

年 月 日

許可番号 第 ー 号

団体名 _____
氏名 _____ 様

安曇野市長
安曇野市教育委員会 印

次のとおり安曇野市 _____ 公民館の使用 (使用料の減免) を許可します。

使用の目的					
会議室等の名称		使用人数		人	
使用する設備及び備品					
使用する日時	年 月 日 ()	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	使用時間	時間
	年 月 日 ()	午前 時 分から 午後	午前 時 分まで 午後	使用時間	時間
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()	使用時間	計 時間
許可書送付先	〒 □□□□□□□□		会議室 等使用 料	使用料 (A)	@ 円 × 時間 円
住所				減免する 額 (B)	(A) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)
				(A) - (B)	① 円
氏名 _____ 様	設備及 び備品 使用料	使用料 (C)	@ 円 × 時間 円		
		減免する 額 (D)	(C) 円 × 減免率 % 円 (10円未満切捨て)		
		(C) - (D)	② 円		
請求金額 (①+②)				円	

(裏)
使用上の注意事項

- 1 この許可書は、使用の際必ず公民館受付に提示してください。
- 2 使用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 納入した使用料は、原則としてお返しできません。
- 4 使用の変更又は取消しは、使用する日の前2日までに行ってください。
- 5 教育委員会において緊急使用の場合又は使用不適切と認めた場合は、許可を取り消し、中止し、又は制限する等の処置をすることがあります。
- 6 使用時間には、準備と後片付けの時間が含まれます。
- 7 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 天候不順による施設使用の可、不可の判断は、教育委員会で決定します。
- 9 特別な準備を要するときは、教育委員会と十分打合せをし、前日までに準備をしてください。また、マイク、照明、拡声装置等の使用についても十分打合せをしてください。
- 10 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくこととなりますので十分注意して使用してください。
- 11 使用者は、次のことを守ってください。
 - ア 火気に注意し、施設内では喫煙しないこと。
 - イ 施設内では、指定された履物を使用し、特に上履及び下履は、区別すること。
 - ウ 施設内に、爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - エ 許可なく施設内で物品の販売や頒布をしないこと。
 - オ 許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - カ 所定の場所以外の場所での飲食や喫煙はしないこと。
- 12 後片付けは、次のことに注意して行ってください。
 - ア 雑巾、モップ、掃除機等を使用してください。
 - イ 備品は、全て原状に戻し、整理整頓してください。
 - ウ 施設使用の際に出たごみ類は、施設使用后、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第2号その2 (第4条関係)

安曇野市公民館使用 (使用料減免) 許可書

年 月 日

許可番号	豊科第	一	号
------	-----	---	---

団体名 _____
氏名 _____ 様

安曇野市長
安曇野市教育委員会 印

次のとおり安曇野市豊科公民館ホールの使用 (使用料の減免) を許可します。

使用の目的		使用人数	人
使用する施設	<input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> ホールステージのみ <input type="checkbox"/> レクリエーション場のみ <input type="checkbox"/> ホワイエのみ		
使用する日時	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前9時～正午 <input type="checkbox"/> 午後1時～午後5時 <input type="checkbox"/> 午後6時～午後9時30分 <input type="checkbox"/> 午前9時～午後9時30分		
使用する設備及び備品	<input type="checkbox"/> フォローピンスポットライト <input type="checkbox"/> 照明Aセット <input type="checkbox"/> 放送装置基本セット <input type="checkbox"/> ローア・ホリゾンライト <input type="checkbox"/> 照明Bセット <input type="checkbox"/> 催事収録用集音マイク装置 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> グランドピアノ <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> ポーターライト <input type="checkbox"/> マイクロフォン <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> フットライト		
入場料徴収又は 営利目的の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	減免区分 (登録番号)	区分 _____ ()
許可書送付先		ホール 使用料 (A)	使用料 円
〒 □□□□□□□□		冷暖房 使用料	@4,700円× 時間 円
住所		設備及び 備品使用料 (B)	円
氏名 _____ 様		小計	(A) + (B) ① 円
		減免する額	①×減免率 % ② 円 (10円未満切捨て)
		請求金額 (①-②)	円

(裏)
使用上の注意事項

- 1 この許可書は、使用の際必ず公民館受付に提示してください。
- 2 使用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 納入した使用料は、原則としてお返しできません。
- 4 使用の変更又は取消しは、使用する日の前2日までに行ってください。
- 5 教育委員会において緊急使用の場合又は使用不適切と認めた場合は、許可を取り消し、中止し、又は制限する等の処置をすることがあります。
- 6 使用時間には、準備と後片付けの時間が含まれます。
- 7 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 天候不順による施設使用の可、不可の判断は、教育委員会で決定します。
- 9 特別な準備を要するときは、教育委員会と十分打合せをし、前日までに準備をしてください。また、マイク、照明、拡声装置等の使用についても十分打合せをしてください。
- 10 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくこととなりますので十分注意して使用してください。
- 11 使用者は、次のことを守ってください。
 - ア 火気に注意し、施設内では喫煙しないこと。
 - イ 施設内では、指定された履物を使用し、特に上履及び下履は、区別すること。
 - ウ 施設内に、爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - エ 許可なく施設内で物品の販売や頒布をしないこと。
 - オ 許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - カ 所定の場所以外の場所での飲食や喫煙はしないこと。
- 12 後片付けは、次のことに注意して行ってください。
 - ア 雑巾、モップ、掃除機等を使用してください。
 - イ 備品は、全て原状に戻し、整理整頓してください。
 - ウ 施設使用の際に出たごみ類は、施設使用后、片付けて全て持ち帰ってください。

安曇野市公民館施設使用取消届

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

住所
 申請者 団体名
 氏名
 連絡先（電話） ㊞

許可番号第 一 号により安曇野市 _____ 公民館の使用許可を受けましたが、下記理由により使用の取消しを届け出ます。

記

使用取消しの理由		
許可内容	会議室等の名称	
	使用する設備及び備品	
	使用する日時	年 月 日 () 午前 時 分から 午後 時 分まで
	納付済の使用料の額	円

安曇野市公民館使用料還付請求書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住 所
団体名
氏 名
連絡先（電話）

印

安曇野市公民館条例第11条ただし書の規定により安曇野市_____公民館の使用料の還付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 許可番号 第 一 号

2 還付を受けようとする理由

- (1) 使用者の責めでない理由により使用できなくなったため。
- (2) 使用を開始する前2日までに、使用の取消し又は変更の申出をしたため。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3 既納の使用料 納付年月日 年 月 日

金額 _____ 円

4 還付請求額 _____ 円

5 振込先 銀行・金庫 本店・支店

農協・信用組合 支所

口座番号 _____ 普通・当座

(フリガナ)

口座名義 _____

様式第5号（第9条関係）

安曇野市公民館使用料等還付決定書

年 月 日

団体名

氏 名

様

安曇野市長

印

年 月 日付けで請求がありました安曇野市_____公民館使用料の還付について下記のとおり決定します。

記

1 許可番号 第 一 号

2 還付する理由

- (1) 使用者の責めでない理由により使用できなくなったため。
- (2) 使用を開始する前2日までに、使用の取消し又は変更の申出をしたため。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めたため。

3 還付額 _____ 円

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第2号の改正規定は、平成28年3月1日以降から施行する。
- 2 改正後の様式第1号及び様式第2号の規定は、平成28年4月1日以降の使用に係る申請から適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

○安曇野市公民館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第24号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(使用料の納付)</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、<u>使用する日の前2日までに</u>使用料を納付するものとする。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第7条 使用許可者が使用の取消しをしようとするときは、使用する日の前2日までに、取消しの理由を添えて教育委員会に安曇野市公民館使用取消届（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、口頭をもってこれに代えることができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市公民館使用料還付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市公民館使用料等還付決定書（様式第5号）を交付するものとする。</p>	<p>(使用料の納付)</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、<u>安曇野市公民館・体育施設等使用料納付書（様式第3号）により</u>使用料を納付するものとする。</p> <p>(使用の取消し)</p> <p>第7条 使用許可者が使用の取消しをしようとするときは、使用する日の前2日までに、取消しの理由を添えて教育委員会に安曇野市公民館使用取消届（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、口頭をもってこれに代えることができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第9条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市公民館使用料還付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対し使用料の還付を決定したときは、安曇野市公民館使用料等還付決定書（様式第6号）を交付するものとする。</p>

様式第1号 (第3条関係)

					安曇野市 _____ 公民館使用許可 (使用料減免) 申請書		
				許可番号			
年 月 日					申 請 者	住所	
(宛先) 安曇野市長 安曇野市教育委員会 次のとおり、安曇野市 _____ 公民館の施設等の使用許可 (使用料減免) を申請いたします。						団体名	
						氏名	
						電話	
使用日 使用時間帯	年 月 日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分					
	年 月 日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分					
	年 月 日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分					
	年 月 日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分					
	年 月 日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分 (1つの時間帯で1単位。使用する時間帯に○をする)					
使用目的							
使用人員	人	飲食	有・無	物販	有・無	入場料徴収	有・無
使用施設名 備品等							備考
使用料 内 訳	施設使用料	@	円*	単位			
			円				
	冷暖房使用料	@	円*	単位			
			円				
	器具及び附属施設等使用料	円					
	使用料計	円					
減免率	施設使用料	%	円	減免率表による減免区分			
	冷暖房料	%	円				
	器具等	%	円				
請求金額	円			消 印			

様式第2号（第4条関係）

許可番号第 号

安曇野市_____公民館使用（使用料減免）許可書

様

年 月 日

安曇野市長

安曇野市教育委員会

回

次のとおり、安曇野市_____公民館施設（施設・冷暖房設備・器具等）の使用（使用料減免）を許可します。

使用日 使用時間帯	年	月	日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分		
	年	月	日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分		
	年	月	日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分		
	年	月	日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分		
	年	月	日	9時～12時、13時～16時、16時～19時、19時～21時30分 (1つの時間帯で1単位。使用する時間帯に○をする)		
使用目的						
使用人員	人	飲食	有・無	物販	有・無	入場料徴収 有・無
使用施設名 備品等						備考
						許可条件 安曇野市公民館管理規則を遵守すること。
使用料 内 訳	施設使用料					
	冷暖房使用料	@	円*	単位	円	
	器具及び附属施設等使用料	円				
	使用料計	円				
減免率及びその金額	施設使用料	%				円
	冷暖房料	%				円
	器具等	%				円
請求額	円					消印

注意事項は、必ずお読みください。（裏）

使用上の注意事項

- 1 この許可書は、使用の際必ず公民館受付に提示してください。
- 2 使用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 納入した使用料は、原則としてお返しできません。
- 4 使用の変更又は取消しは、使用する日の前2日までに行ってください。
- 5 教育委員会において緊急使用の場合又は使用不適切と認めた場合は、許可を取り消し、中止し、又は制限する等の処置をすることがあります。
- 6 使用時間には、準備と後片付けの時間が含まれます。
- 7 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 天候不順による施設使用の可、不可の判断は、教育委員会で決定します。
- 9 特別なる準備を要するときは、教育委員会と十分打合せをし、前日までに準備をしてください。また、マイク、照明、拡声装置等の使用についても十分打合せをしてください。
- 10 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくこととなりますので十分注意して使用してください。
- 11 使用者は、次のことを守ってください。
 - ア 火気に注意し、施設内では喫煙しないこと。
 - イ 施設内では、指定された履物を使用し、特に上履及び下履は、区別すること。
 - ウ 施設内に、爆発物、可燃物その他危険物等を持ち込まないこと。
 - エ 許可なく施設内で物品の販売や頒布をしないこと。
 - オ 許可なく備品を施設外へ持ち出さないこと。
 - カ 所定の場所以外の場所での飲食や喫煙はしないこと。
- 12 後片付けは、次のことに注意して行ってください。
 - ア 雑巾、モップ、掃除機等を使用してください。
 - イ 備品は、すべて原状に戻し、整理整頓してください。
 - ウ 施設使用の際に出たごみ類は、施設使用后、片付けてすべて持ち帰ってください。

様式第3号（第5条関係）

安曇野市 _____ 公民館・体育施設等使用料納付書

下記のとおり納付してください。

安曇野市長 印

区 分	氏 名 (団体名)		様				納付書番号	
							NO	
1 公民館使用料 2 公民館冷暖房使用料 3 公民館設備・器具使用料 4 公民館雑入 5 体育館使用料 6 体育館使用料 7 運動場使用料 8 施設使用料 9 テニスコート使用料 10 体育施設冷暖房使用料 11 体育施設照明使用料 12 体育雑入 13	該当区分	申請書番 号	使用日	金額 (円)		摘 要		
合計金額 (円)								
上記の金額を領収しました。 年 月 日			長野県安曇野市役所 現金取扱員 印					

区分は○で囲み、金額訂正は訂正印を要する。

様式第3号その2 (第5条関係)

安曇野市 _____ 公民館・体育施設等使用料領収済通知書 (控)

区 分	氏 名 (団体名)	様			納付書番号	
					NO	
1 公民館使用料 2 公民館冷暖房使用料 3 公民館設備・器具使用料 4 公民館雑入 5 体育館使用料 6 体育館使用料 7 運動場使用料 8 施設使用料 9 テニスコート使用料 10 体育施設冷暖房使用料 11 体育施設照明使用料 12 体育雑入 13	該当区分	申請書番号	使用日	金額 (円)		
合計金額 (円)						
上記の金額を領収しました。 年 月 日				長野県安曇野市役所 現金取扱員 ㊞		

区分は○で囲み、金額訂正は訂正印を要する。

改正前

様式第3号その3 (第5条関係)

安曇野市 _____ 公民館・体育施設等使用料領収済通知書

区 分	氏 名 (団体名)	様			納付書番号	
					NO	
1 公民館使用料	該当区分	申請書番 号	使用日	金額 (円)		
2 公民館冷暖房使用料						
3 公民館設備・器具使用料						
4 公民館雑入						
5 体育館使用料						
6 体育館使用料						
7 運動場使用料						
8 施設使用料						
9 テニスコート使用料						
10 体育施設冷暖房使用料						
11 体育施設照明使用料						
12 体育雑入						
13						
合計金額 (円)						
上記の金額を収納しました。 年 月 日			長野県安曇野市役所			
			現金取扱員 ㊞			

区分は○で囲み、金額訂正は訂正印を要する。

様式第4号（第7条関係）

安曇野市公民館施設使用取消届

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

住 所
申請者 団体名
氏 名
電 話 （ ）

許可第 号により安曇野市_____公民館の使用許可を受けましたが、下記理由により使用できなくなりましたので届出をします。

記

	使用取消しの理由	
許可内容	使用責任者	
	使用施設名	
	使用する日・時間帯	
	納付済の使用料の額	

様式第5号（第9条関係）

安曇野市公民館使用料還付請求書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者氏名 ㊟

安曇野市_____公民館の使用料_____円（納付書番号_____）を納めてありますので還付してください。

	口座振替金融機関	口座番号	普通・当座
金融 機関名	支店・支所	フリガナ	
		口座名義	

様式第6号（第9条関係）

安曇野市公民館使用料等還付決定書

年 月 日

住所

団体名

氏名 様

安曇野市長 印

年 月 日付け公民館使用料等還付請求のありました使用料_____円（納付書番号_____）を還付します。

記

使用料等の還付理由		
還付内容	使用団体の責任者	
	予定をしていた施設名等	
	予定をしていた日・時間帯	
	納付済の使用料の額	

○安曇野市財務規則

平成17年10月1日規則第39号

(納入の通知)

第35条 予算執行者は、納入の通知をしようとするときは、納入通知書(様式第51号)を作成し、遅くとも納期限の10日前までに納入義務者にこれを交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政令第154条第3項ただし書の規定により口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができる歳入の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 証明手数料、会館等の使用料、宿泊料その他これに類するもので直接窓口等において取り扱う収入

(2) 入園料、入場料その他これらに類する収入

(3) 予防接種の実費その他これに類する収入

(4) せり売りその他これに類する収入

(5) 延滞金その他これに類する収入

(6) 証紙収入の方法による収入

(直接収納)

第38条 会計管理者等又は現金取扱員(以下「収納出納員」という。)は、納入義務者から現金(政令第156条第1項に規定する証券を含む。以下「現金等」という。)を直接収納したときは、領収書を納入義務者に交付し、その現金等に収納済通知書を添えて速やかに指定金融機関等に払い込むとともに、その旨を現金取扱簿(様式第29号)に記載しなければならない。この場合において、当該直接収納に係る証券が納入義務者以外の者の振り出した小切手であるときは、納入義務者の裏書きを求めなければならない。

2 前項に規定する現金領収書は、窓口において直接収納する場合に限り、納入通知書若しくは納付書の領収欄に所定の領収印を押したもの又は金銭登録機に登録して収納する収入若しくは入園料、入場料その他これらに類する収入で現金領収書を交付しがたい収入については、金銭登録機による記録紙若しくは入園券、入場券等をもってこれに代えることができる。

3 会計管理者等は、現金を収納する場合において、つり銭又は両替金を準備する必要があるときは、第1項の規定にかかわらず会計管理者の定める金額の範囲内において、払い込むべき収入金から必要な現金を留め置くことができる。

○地方自治法施行令

(歳入の調定及び納入の通知)

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

議案第7号	教育部 生涯学習課
平成28年1月25日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 藤森 智

タイトル	社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱の一部改正に伴う協議
要旨	社会教育施設を使用する減免団体のうち、市事業の協力団体である安曇野市体育協会及び芸術文化協会の登録基準を明確化するため所要の改正を行うものです。
説明	<p>1 改正の要旨</p> <p>登録基準の第2条第4号に加え、第3号も安曇野市体育協会及び芸術文化協会の加盟団体には適用しない。</p> <p>また、改正に伴い様式を一部変更する。</p> <p>(改正後条文抜粋)</p> <p>第2条 減免の資格を有する団体の登録にあたっての基準は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。</p> <p>(2) 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。</p> <p>(3) 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。</p> <p>(4) 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。</p> <p><u>2 安曇野市体育協会又は芸術文化協会等に加盟している団体については、前項第3号及び第4号の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 施行日</p> <p>平成28年2月1日から施行し、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用する。</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐木 博夫

第2条第4号ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 安曇野市体育協会又は芸術文化協会等に加盟している団体については、前項第3号及び第4号の規定は、適用しない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号

安曇野市社会教育施設使用料減免団体（登録・変更）申請書

年 月 日

安曇野市教育委員会

申請者

安曇野市社会教育施設を使用するにあたり、減免措置を受けたいので申請します。

団体名 (グループ名)				新規・更新 ※該当に○
代表者	氏名		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	住所	〒		
事務 責任者	氏名		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	住所	〒		
使用目的名		活動内容		
定期活動日				
主たる使用施設名				
構成員の数	市内在住者 人・在勤者 人・在学者 人 計 人 市外在住者 人 (安曇野市体育協会・芸術文化協会等加入のみ)			
所属	安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会 市内企業名 () 学校名 () ※安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会の場合 は、○で囲み、市内企業、学校所属の場合は、名称を明記ください。			
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。 2. 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。 3. 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。 4. 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。 <p>※ <u>安曇野市体育協会又は芸術文化協会等に加盟している団体については、3及び4の規定は、適用されません。</u></p>			
添付書類	・団体構成員名簿等			

※以下記入不要※

減免該当条項	・体育施設管理規則・学校施設使用条例施行規則・公民館管理規則 第__条 第__項 第__号 別表第__—__に該当			
減免率	・施設使用料 %	・冷暖房施設使用料 %		
	・照明施設使用料 %	・器具等使用料 %		
団体登録番号	— —	システム 登録番号		パスワード

(安曇野市 社会教育施設使用料減免団体登録申請書 添付資料)

団 体 構 成 員 名 簿

No.	氏 名	住 所 (市内企業勤務者の場合は企業名、市内在学者は学校名)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 名簿については、上記の内容がわかるものであれば任意の書式でも可。

附 則

この告示は、平成28年2月1日から施行する。

新旧対照表

○社会教育施設の使用に係る減免団体の登録に関する要綱（平成18年安曇野市教育委員会告示第17号）の一部改正

改正前	改正後
<p>(登録基準)</p> <p>第2条 減免の資格を有する団体の登録にあつての基準は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。</p> <p>(2) 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。</p> <p>(3) 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。</p> <p>(4) 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。<u>ただし、安曇野市体協及び芸術文化協会等に加盟している団体は、この限りでない。</u></p>	<p>(登録基準)</p> <p>第2条 減免の資格を有する団体の登録にあつての基準は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。</p> <p>(2) 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。</p> <p>(3) 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。</p> <p>(4) 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。</p> <p>2 <u>安曇野市体育協会又は芸術文化協会等に加盟している団体については、前項第3号及び第4号の規定は、適用しない。</u></p>

安曇野市社会教育施設使用料減免団体（登録・変更）申請書

年 月 日

安曇野市教育委員会

申請者

安曇野市社会教育施設を使用するにあたり、減免措置を受けたいので申請します。

団体名 (グループ名)				新規・更新 ※該当に○
代表者	氏名		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	住所	〒		
事務 責任者	氏名		連絡先	※必ず連絡の取れるものを記入
	住所	〒		
使用目的名		活動内容		
定期活動日				
主たる使用施設名				
構成員の数	市内在住者 人・在勤者 人・在学者 人 計 人			
所属	安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会 市内企業名() 学校名() ※安曇野市スポーツ少年団・安曇野市体育協会・芸術文化協会の場合は、 ○で囲み、市内企業、学校所属の場合は、名称を明記ください。			
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。 2. 会員の相互の連帯と、教養、文化、福祉、心身の健康の向上を図ることを目的に継続的かつ定期的に月2回以上活動し、1回の活動が5人以上であること。 3. 団体の会員数は、10人以上であること。ただし、1人が同種目の団体に重複登録することは認めない。 4. 団体の会員の構成は、安曇野市に住所を有する者、安曇野市内に勤務する者又は安曇野市内に在学する者であること。ただし、安曇野市体協及び芸術文化協会等に加盟している団体は、この限りでない。 			
添付書類	・団体構成員名簿等			

※以下記入不要※

減免該当条項	・体育施設管理規則・学校施設使用条例施行規則・公民館管理規則 第__条 第__項 第__号 別表第__—__に該当			
減免率	・施設使用料 %	・冷暖房施設使用料 %		
	・照明施設使用料 %	・器具等使用料 %		
団体登録番号	— —	システム 登録番号	パスワード	

団 体 構 成 員 名 簿

No.	氏 名	住 所 (市内企業勤務者の場合は企業名、市内在学者は学校名)	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 名簿については、上記の内容がわかるものであれば任意の書式でも可。

議案第 8 号	教育部 生涯学習課
平成 28 年 1 月 25 日 提出	(課長) 蓮井昭夫 (担当) 久保田剛生

タイトル	安曇野市体育施設管理規則及び安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	安曇野市体育施設管理規則別表第 2 (第 7 条関係) 及び安曇野市学校施設使用条例施行規則別表 (第 7 条関係) 「減免率の基準」における、減免制限の団体及び対象施設の明確化を図るための一部改正。
説明	<p>1. 改正の要旨及び理由</p> <p>(1) 別表第 2 及び別表の区分 3 (地区公民館が主催する事業の備考欄) 備考欄において、減免の回数、時間の制限を規定しているが、減免制限は、定期的、継続的に使用する<u>サークル等</u>の練習等の活動が対象であるため、地区公民館等に所属する団体 (サークル等) の活動に限ることを明示するもの。(減免制限を受けない事業は、区の運動会、地区公民館のソフトボール大会等の単発事業)</p> <p>(2) 別表第 2 及び別表の備考 区分「3 地区公民館事業、6 青少年の活動、7 体育協会活動、8 芸術文化協会等の活動、9 社会教育振興の活動」の減免制限 (回数・時間) について、他の条例に係る体育施設の使用分も減免制限 (回数・時間) に含むことを明示するもの。 現行規則では、体育施設条例、学校施設条例による体育施設それぞれでの回数・時間の制限となっているため。 (制限に係る対象施設) 体育施設条例、学校施設使用条例、公園条例におけるふるさと公園 (グラウンドに限る。)、都市公園条例による体育施設</p> <p>2. 施行日 公布の日から施行する。</p>

安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市体育施設管理規則の一部を改正する規則

安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の50	100分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。	を

	3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の50	100分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）	に改める。
--	--	----------	----------	---------	----------	---	-------

別表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）に規定する学校施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（碌山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の安曇野市体育施設管理規則の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用する。

○安曇野市体育施設管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第25号）の一部改正

改正後

別表第2（第7条関係）

安曇野市体育施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率			備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料 器具等使用料	
(略)				
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の50	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置をできない。（サークル等の団体に限る。）

備考

- 1 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。
- 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）に規定する学校施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（緑山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。

改正前

別表第2（第7条関係）

安曇野市体育施設の使用料減免に関する減免率の基準

区分	減免率				備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料	器具等使用料	
(略)					
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の50	100分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置をできない。

備考 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。

安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

安曇野市学校施設使用条例施行規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

3	市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の50	100分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。	を
---	--	----------	----------	---------	----------	---	---

「

3	市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の50	100分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）	に改める。
---	--	----------	----------	---------	----------	---	-------

」

別表備考を同表備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するふるさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（礫山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の安曇野市学校施設使用条例施行規則の規定は、平成28年4月1日以後の施設の使用について適用する。

改正前

別表（第7条関係）
安曇野市学校施設の減免に関する減免率の基準

区分	減免率			備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料 器具等使用料	
(略)				
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。
(略)				

備考 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。

改正後

別表（第7条関係）
安曇野市学校施設の減免に関する減免率の基準

区分	減免率			備考
	施設使用料	冷暖房施設使用料	照明施設使用料 器具等使用料	
(略)				
3 市内の区、安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館（以下「地区公民館」という。）が主催する事業で使用する場合	100分の100	100分の100	100分の100	同一団体の使用の減免措置は、週2回までとする。ただし、週の合計で6時間を超えて減免措置を受けることができない。（サークル等の団体に限る。）
(略)				

備考

- 1 1回とは、1日のうち連続して使用した時間帯をいう。
- 2 3、6、7、8及び9の項備考欄の減免制限については、安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設、安曇野市公園条例（平成17年安曇野市条例第153号）に規定するさと公園（グラウンドに限る。）及び安曇野市都市公園条例（平成17年安曇野市条例第207号）に規定する有料公園施設（岐山公園を除く。）の使用回数及び時間を含む。

議案第 9 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)飯嶋 正成

タイトル	安曇野市中間教室管理規則の全部改正及び、安曇野市教育相談室設置要綱の廃止について				
決定を要する事項の内容	規則の全部改正及び要綱廃止に伴う協議				
要旨	<p>平成 28 年 4 月 1 日豊科公民館内に開設する、安曇野市教育支援センターの管理及び運営について、安曇野市中間教室管理規則(平成 17 年教育委員会規則第 10 号)の全部を改正し、『安曇野市教育支援センター管理規則』とするとともに、教育支援センター内に適応指導教室が位置付けられたことから、安曇野市教育相談室設置要綱(平成 19 年教育委員会告示第 2 号)を廃止するものです。</p> <p style="text-align: center;">安曇野市教育支援センター管理規則 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日 安曇野市教育相談室設置要綱 廃止期日 平成 28 年 3 月 31 日</p>				
説明	<p>教育支援センター条例(抜粋) (設置)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、不登校、就学等の問題を抱える子どもの適応指導及び自立に向けた相談支援並びに保護者、教職員等に対する教育相談活動を実施するため、安曇野市教育支援センター(以下「支援センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇野市教育支援センター</td> <td>安曇野市豊科 4289 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支援センター内に次の教室及び相談室を置く。</p> <p>(1) 安曇野市適応指導教室 (2) 安曇野市教育相談室</p>	名称	位置	安曇野市教育支援センター	安曇野市豊科 4289 番地 1
名称	位置				
安曇野市教育支援センター	安曇野市豊科 4289 番地 1				

安曇野市中間教室管理規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育支援センター管理規則

安曇野市中間教室管理規則(平成17年教育委員会規則第10号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市教育支援センター条例(平成17年安曇野市条例第223号)の規定に基づき、安曇野市教育支援センター(以下、「支援センター」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 条例第2条第2項に定める教室及び相談室の業務内容は、別表のとおりとする。

(休日及び開設時間)

第3条 支援センターの休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 8月13日から同月16日までの日及び12月28日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 支援センターの開設時間は、次のとおりとする。

区分	開設時間	備 考
適応指導教室	午前9時から午後3時まで	登下校時刻については、適応指導員が個々の児童生徒に応じ適宜定める。
教育相談室	午前10時から午後4時まで	

(適応指導教室の使用等)

第4条 条例第4条第1項第1号に規定する適応指導教室の使用については、次のとおりとする。

- (1) 在籍小学校長又は中学校長は、保護者及び児童生徒が通室を希望し、これを適当と認めるときは、安曇野市適応指導教室通室依頼書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。

- (2) 教育委員会は、前号に規定する依頼書が校長より提出された場合は、通室について適否を判断し、安曇野市適応指導教室通室承諾書（様式第2号）を在籍小学校長又は中学校長に通知するものとする。
- (3) 在籍小学校長又は中学校長は、保護者から退室の申出があった場合において、適応指導員の意見を聴きこれを適当と認めるときは、安曇野市適応指導教室退室届（様式第3号）を教育委員会へ提出するものとする。
- (4) 通室期間は、通室開始日より当該年度末までの期間とするものとする。ただし、学校復帰が可能と判断された場合は、年度中途であっても前号に規定する退室届により退室するものとする。
- (5) 体験活動等に要する旅費等は、あらかじめ保護者の承諾を得て、実費を徴収する。この場合において、昼食、学習用具等は通室する児童生徒が持参するものとする。

（職員）

第5条 条例第5条に定める職員は、適応指導員及び教育相談員（以下「職員」という。）とする。

2 職員は、次の条件を満たすもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 健康かつ活動的であること。
- (2) 教育に関する識見と経験を有すること。
- (3) 市民から信頼される者であること。

3 職員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 職員に欠員が生じた時の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

- (1) 自己の都合により退任を申し出たとき。
- (2) 職員としてふさわしくない行動があったとき。
- (3) 職員としてふさわしくない状況が生じたとき。

（守秘義務）

第6条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（連携及び連絡等）

第7条 職員は、職員相互の緊密な連携に努めるものとする。

2 職員は、教育委員会、在籍小学校、在籍中学校、保護者、保健、医療並びに福祉の関係機関と緊密な連携に努めるものとする。

3 在籍小学校長又は中学校長は、当該児童生徒のこれまでの経過及び把握した状況につ

いて、職員と連絡を取るものとする。

4 職員は、児童生徒の指導及び支援状況を適宜在籍小学校長又は中学校長に連絡するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

適応指導教室	(1) 教育相談に関すること。 (2) 児童生徒の自立を支援する体験活動及び集団生活に関すること。 (3) 児童生徒の実情に応じた学習支援及び学習指導に関すること。 (4) 家庭、学校及び関係機関との連携に関すること。 (5) その他教室の運営に関すること。
教育相談室	(1) 市内に在住する幼児、生徒、青年、保護者、教職員等に対し、来室、電話等による教育に関する相談に関すること。 (2) 教育相談に関する検査、調査、研修、研究及び資料収集活動に関すること。 (3) その他相談室の運営に関すること。

様式1号(第4条関係)

安曇野市適応指導教室通室依頼書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

学校長



下記の児童生徒を、適応指導教室へ通室させたく、次のとおり依頼します。

記

フリガナ 児童生徒氏名		男女	生年月日	年 月 日生
学校名	学校	学 年	第	学年
住 所	住 所			
連絡先	連絡先			
担任氏名				
児童生徒の 状況	今までの 指導経過 と現在の 状況			
通室方法	通室距離	自宅から支援センターまで 約 km		
	通室手段	徒歩 ・ 自転車 ・ 電車 (駅～一 駅) その他 ()		
	通室時間	約 分		

上記の児童生徒の通室に同意します。

なお、登下校に関しても保護者の責任のもと、安全に十分留意いたします。

保護者氏名



様式第2号（第4条関係）

安曇野市適応指導教室通室承諾書

第 号
年 月 日

学校長 様

安曇野市教育委員会 

下記の児童生徒の適応指導教室への通室を承諾します。

記

フリガナ 児童生徒氏名		男 女	生年月日	年 月 日生
学校名	学校		学 年	第 学年
保護者氏名			連絡先	
住 所				
担任氏名				

様式第3号（第5条関係）

安曇野市適応指導教室退室届

（宛先） 安曇野市教育委員会

学校長



下記の児童生徒を、適応指導教室から退室させたく、届け出します。

記

フリガナ 児童生徒氏名		男 女	生年月日	年 月 日生
学校名	学校	学 年	第 学年	
住 所	住 所			
連絡先	連絡先			
担任氏名				

上記の児童生徒の退室に同意します。

保護者氏名



安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市教育相談室設置要綱（平成 19 年教育委員会告示第 2 号）は、平成 28 年 3 月 31 日廃止する。

平成 28 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐 木 博 夫

議案第 10 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 大澤 明彦

タイトル	安曇野市教職員住宅管理規則の一部改正について				
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議				
要旨	<p>安曇野市教職員住宅管理規則第 6 条に定める、教職員住宅使用申請書(様式第 3 号)と第 9 条に定める、教職員住宅使用書(様式第 5 号)を一元化し、教職員住宅借受申請書(様式第 3 号)として事務の効率化を図るとともに、用語の統一を行います。</p> <p>また、管理住宅 1 棟 2 戸の所管を政策部に引き継いだことから、別表の改正を行うものです。</p>				
説明	<p>1 事務の効率化、事務の流れの簡略化</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教職員住宅借受申請書 ↓ 教職員住宅貸付承認書</td> <td style="text-align: center;">教職員住宅使用申請書 ↓ 教職員住宅使用承認書 ↓ 教職員住宅使用書</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用申請書を借受申請書とし、住宅使用書に記載していただ教職員住宅管理規則の規定を遵守する規定を借受申請書に明記。</p> <p>2 用語の統一 「使用者」の定義を住宅に入居した者(第 7 条)とし、入居前の申請等については、貸付料との整合を図るため、借受申請・貸付承認と改正。</p> <p>3 別表の改正 管理住宅 1 棟 2 戸の所管を政策部に引継ぎ、教職員住宅としての管理対象外となったことによる改正。(お試し住宅としての活用。) 住宅名 小倉教職員住宅</p> <p>4 その他 条文全体の見直しを行い、明記不要な条項等については、削除。</p> <p>5 施行期日 法規審査委員会での審査、教育委員会での承認を受け 2 月中の公示を予定。(本年度末からの異動等に対応するため。)</p>	改正後	改正前	教職員住宅借受申請書 ↓ 教職員住宅貸付承認書	教職員住宅使用申請書 ↓ 教職員住宅使用承認書 ↓ 教職員住宅使用書
改正後	改正前				
教職員住宅借受申請書 ↓ 教職員住宅貸付承認書	教職員住宅使用申請書 ↓ 教職員住宅使用承認書 ↓ 教職員住宅使用書				

安曇野市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教職員住宅管理規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条の見出し中「使用の申請」を「借受けの申請」に改め、同条中「使用しようとする」を「借受けようとする」に、「教職員住宅使用申請書」を「教職員住宅借受申請書」に、「に所属学校長の意見を添えて安曇野市」を「を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、住宅の貸付を承認したときは、教職員住宅貸付承認書（様式第4号）を交付するものとする。

第6条を第5条とする。

第7条から第9条までを削り、第10条を第6条とする。

第11条第1項中「第6条の規定により」を「住宅に」に改め、「した者」の次に「（以下「使用者」という。）」を加え、同条を第7条とする。

第12条第1項中「住宅に入居した者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条第2項中「第14条」を「第10条」に改め、同条を第8条とし、第13条を第9条とし、第14条を第10条とし、第15条を第11条とする。

第16条第2項中「第13条」を「第9条」に改め、同条を第12条とし、第17条を第13条とし、第18条から第21条までを4条ずつ繰り上げる。

第22条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第18条とし、第23条を第19条とする。

別表中「第10条関係」を「第6条関係」に改め、同表小倉教職員住宅の項を削る。

様式第3号及び第4号を次のように改める。

教 職 員 住 宅 借 受 申 請 書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

借受申請者住所
 所属校名
 職・氏名 (印)
 (連絡先)

下記のとおり教職員住宅の借受を申請します。
 なお、安曇野市教職員住宅管理規則の規定を誠実に遵守します。

記

- 1 住宅の名称 (部屋番号) 教職員住宅 ()
- 2 住宅の所在地 安曇野市
- 3 入居予定者

氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	職 業	勤務先等

(注) 「入居予定者」欄は、本人及び教職員住宅に入居した場合に同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの又は婚姻予定者を含む。) について記入してください。

- 4 自動車保管場所駐車場使用の有無 有 ・ 無
- 5 使用開始予定年月日 年 月 日
- 6 学校長の意見

教 職 員 住 宅 貸 付 承 認 書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会

下記のとおり住宅の使用を承認します。

記

- 1 住宅の名称（部屋番号） 教職員住宅（ ）
- 2 住宅の所在地 安曇野市
- 3 家屋の構造及び延べ面積 m²（坪）
- 4 附属施設
- 5 貸付料 月額 円
- 6 使用の期限 年 月 日
- 7 使用者の氏名
- 8 貸付物品の品目別の個数

品目	員数	備付場所	品目	員数	備付場所

様式第5号を削る。

様式第6号中「第12条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第7号中「第13条関係」を「第9条関係」に改める。

様式第8号中「第14条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第9号中「第14条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第10号中「第15条関係」を「第11条関係」に改める。

様式第11号中「第16条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第12号中「第19条関係」を「第15条関係」に改める。

様式第13号中「第20条関係」を「第16条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の安曇野市教職員住宅管理規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

教員住宅管理規則（新旧対照表）

改正後	改正前
	<p>(使用者の範囲) 第5条 住宅の使用を受けることができる者は、原則として当該住宅の設置目的に定められた職に在籍するものとする。</p>
<p>(借受けの申請) 第5条 住宅を借受けようとする者は、教職員住宅借受申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。 2. 教育委員会は、住宅の貸付を承認したときは、教職員住宅貸付承認書（様式第4号）を交付するものとする。</p>	<p>(使用の申請) 第6条 住宅を使用しようとする者は、教職員住宅使用申請書（様式第3号）に所属学校長の意見を添えて安曇野市教育委員会に提出しなければならない。</p>
	<p>(使用者の選考) 第7条 教育委員会は、前条の規定により申請書の提出があったときは、選考のうえ、使用を承認するものとする。</p>
	<p>(使用承認書の交付) 第8条 教育委員会は、住宅の使用を承認したときは、申請者に教職員住宅使用承認書（様式第4号）を交付するものとする。</p>
	<p>(入居の手続) 第9条 前条の規定により承認書の交付を受けた者は、直ちに教職員住宅使用書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(名称、位置及び貸付料) 第6条 (略)</p>	<p>(名称、位置及び貸付料) 第10条 (略)</p>
<p>(貸付料の納付) 第7条 住宅に入居した者（以下「使用者」という。）は、前条の規定による貸付料を納入通知書により、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(貸付料の納付) 第11条 第6条の規定により入居した者は、前条の規定による貸付料を納入通知書により、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。 2 (略)</p>
<p>(住宅の使用上の義務) 第8条 使用者は、住宅について善良な管理者の注意を払い、これを良好な状態において維持しなければならない。 2 使用者は、その使用する住宅の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住以外の用に供し、又は第10条の規定による承認を受けた場合のほか当該住宅の模様替え、増築、改築その他の工事をしてはならない。</p>	<p>(住宅の使用上の義務) 第12条 住宅に入居した者（以下「使用者」という。）は、住宅について善良な管理者の注意を払い、これを良好な状態において維持しなければならない。 2 使用者は、その使用する住宅の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住以外の用に供し、又は第14条の規定による承認を受けた場合のほか当該住宅の模様替え、増築、改築その他の工事をしてはならない。</p>

改正後	改正前
3・4 (略)	3・4 (略)
(事故の報告) 第9条 (略)	(事故の報告) 第13条 (略)
(模様替え等の承認) 第10条 (略) 2～4 (略)	(模様替え等の承認) 第14条 (略) 2～4 (略)
(同居の承認) 第11条 (略)	(同居の承認) 第15条 (略)
(住宅の修繕) 第12条 (略)	(住宅の修繕) 第16条 (略)
2 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、又は第9条の規定による報告があったときは、その損傷の程度及び修繕の必要性の都合に応じて修繕するようになければならない	2 教育委員会は、前項の規定による申請があったとき、又は第13条の規定による報告があったときは、その損傷の程度及び修繕の必要性の都合に応じて修繕するようになければならない。
(使用者の費用負担) 第13条 (略)	(使用者の費用負担) 第17条 (略)
(住宅の退去) 第14条 (略)	(住宅の退去) 第18条 (略)
第15条 (略) 2 (略)	第19条 (略) 2 (略)
(退去の手続) 第16条 (略) 2 (略)	(退去の手続) 第20条 (略) 2 (略)
(管理者) 第17条 (略) 2 (略)	(管理者) 第21条 (略) 2 (略)
(書類の経由) 第18条 この規則の規定に基づき教育委員会に提出する書類は、全て所属学校長を経	(書類の経由) 第22条 この規則の規定に基づき教育委員会に提出する書類は、全て所属学校長を経

改正後		改正前			
しなげなければならない。		由しなげなければならない。			
(補則) 第19条 (略)		(補則) 第23条 (略)			
別表 (第6条関係)		別表 (第10条関係)			
住宅の名称	戸数	位置	1戸当たり延面積 m ²	1戸当たり貸付料 月額 円	建築年度
(略)					
上原教職員住宅	1	安曇野市穂高 8147番地14	59.62	6,000	昭和59年 度
(略)					
小倉教職員住宅	2	安曇野市三郷小 倉2185番地2	90.50	24,900	平成3年 度
(略)					

改正後

様式第3号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

教職員住宅借受申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

借受申請者住所

所属校名

職・氏名

(連絡先)

下記のとおり教職員住宅の借受を申請します。

なお、安曇野市教職員住宅管理規則の規定を誠実に遵守します。

記

1 住宅の名称及 (部屋番号) 教職員住宅 ()

2 住宅の所在地 安曇野市

3 入居予定者

氏名	住所	性別	年齢	生年月日	職業	勤務先等

(注) 入居予定者 欄は、本人及び教職員住宅に入居した場合に同居する親族 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの又は婚姻予定者を含む。) について記入してください。

4 自動車保管場所駐車車場使用の有無 有 ・ 無

5 使用開始予定年月日 年 月 日

6 学校長の意見

改正前

様式第3号 (第6条関係)

(表)

教職員住宅使用申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

職・氏名

印

下記のとおり教職員住宅を使用させていただきます。

記

1 住宅の名称 教職員住宅

2 現住所 電話

3 勤務先 電話

所在地 安曇野市

名称 安曇野市立

電話

4 入居予定者

氏名	続柄	性別	年齢	生年月日	職業	勤務先

5 自動車保管場所駐車車場使用の有無 有 ・ 無

6 使用開始予定年月日 年 月 日

表の注意事項をよく読んで記入してください。

改正後	改正前
	<p>(注)</p> <p>1 申込みの記入は、分かりやすく正確に記入してください。</p> <p>2 「同居予定者」欄は、本人及び教職員住宅に入居した場合に同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの又は婚姻予定者を含む。）について記入してください。</p>

改正後

様式第4号 (第5条関係)

教職員住宅貸付承認書
 第 年 月 日 号
 様
 安曇野市教育委員会

下記のとおり住宅の使用を承認します。

記

- 1 住宅の名称(部屋番号) 教職員住宅()
- 2 住宅の所在地 安曇野市
- 3 家屋の構造及び延べ面積 m² (坪)
- 4 附属施設
- 5 貸付料 月額 円
- 6 使用の期限 年 月 日
- 7 使用者の氏名
- 8 貸付物品の品目別の個数

品目	員数	備付場所	品目	員数	備付場所

改正前

様式第4号 (第8条関係)

教職員住宅使用承認書
 第 年 月 日 号
 様
 安曇野市教育委員会

下記のとおり住宅の使用を承認します。

記

- 1 住宅の名称及び記号番号 教職員住宅
- 2 住宅の所在地 安曇野市
- 3 家屋の構造及び延べ面積 m² (坪)
- 4 附属施設
- 5 貸付料 月額 円
- 6 使用の期限 年 月 日
- 7 使用者の氏名
- 8 貸付物品の品目別の個数

品目	員数	備付場所	品目	員数	備付場所

改正後

改正前

様式第5号 (第9条関係)

教職員住宅使用書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

使用者住所

所属校名

職・氏名 ㊦

年 月 日 付 第 号 以下記のとおり住宅の使用が承認されましたので、安曇野市教職員住宅管理規則の規定に従って賦課に履行することを確約して使用します。

記

1 住宅の名称及び記号番号 教職員住宅

2 住宅の所在地 安曇野市

3 家屋の構造及び延べ面積 m² (坪)

4 附属施設

5 貸付料 月額 円

6 使用開始年月日 年 月 日

7 使用者の氏名

8 貸付物品の品目別の個数

品目	員数	備付場所	品目	員数	備付場所

議案第 11 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)藤澤 一渡

タイトル	安曇野警察署と教育委員会との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定について
決定を要する事項の内容	協定書(案)についての承認
要旨	<p>平成 27 年 8 月 4 日に「長野県教育委員会と長野県警察本部との間の児童生徒の健全に係る相互連絡に関する協定」が締結されました。</p> <p>市町村教育委員会連絡協議会においても、長野市教育委員会の取組を先進例として各教育委員会での検討が依頼されたもので、安曇野警察署と警察署管内の安曇野市教育委員会、麻績村教育委員会、生坂村教育委員会、筑北村教育委員会、麻績村筑北村学校組合教育委員会との協定を締結するためのものです。</p> <p style="text-align: center;">協定(案) 別添</p>
説明	<p>長野県教育委員会、長野県警ではそれぞれ「児童生徒による非行事案等に係る学校と警察の連携」運用要領に従って連絡をとりあってきましたが、学校と警察署が児童生徒の健全育成、安全確保のために同じ認識を持ち、より緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることを目的として、平成 27 年 8 月 4 日付で「長野県教育委員会と長野県警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定」が締結されました。</p> <p>市町村段階においても、警察署との協定締結を求められたものです。</p> <p>【協定書における連絡事案】 (相互連絡の対象事案等) 第 5 条関係</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全確保のための相互連絡の対象事案 (2) 警察から学校への連絡対象事案 (3) 学校から警察署への連絡対象事案 <p>○締結式 日時 平成 28 年 2 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分から 場所 安曇野市役所 3 階 301 会議室</p>

安曇野市教育委員会、麻績村教育委員会、生坂村教育委員会、筑北村教育委員会及び麻績村筑北村学校組合教育委員会と安曇野警察署との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書（案）

安曇野警察署（以下「甲」という。）及び安曇野市教育委員会・麻績村教育委員会・生坂村教育委員会・筑北村教育委員会・麻績村筑北村学校組合教育委員会（以下「乙」という。）は、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発する中で、少年の非行問題が広域化、多様化、深刻化してきている現状を踏まえ、安曇野市・麻績村・生坂村・筑北村内における市・村・学校組合立学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の安全の確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心などを育み児童生徒の健全育成を推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく施策の名称は、「安曇野警察署管内の児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」（以下「連絡制度」という。）とする。

（連携関係機関）

第3条 この連絡制度において連携する関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び事案を担当した警察署
- (2) 乙並びに市・村・学校組合立の小、中学校（以下「学校」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の安全を確保するために必要かつ具体的な情報及び個々の問題行動に着目した具体的な情報を相互に連絡することにより、実質的な連携を図るものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて、関係する学校と協議を行い、次条の対象の事案について具体的な対策を講じるものとする。

(相互連絡の対象事案等)

第5条 この連絡制度に係る相互連絡の対象事案は、次に掲げる事案とする。

(1) 安全確保のための相互連絡の対象事案

ア 不審者に関する事案

イ その他児童生徒の安全を確保するために必要な事案等

(2) 警察署から学校への連絡対象事案

ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された事案のうち、警察署が学校との連携を必要と認めるもの

イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた事案並びに関係者が複数にわたる事案で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれがあり、警察署が学校との連携を必要と認めるもの

ウ 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、警察署が学校との連携及び継続的な支援が必要と認めるもの

エ その他事案の内容から、児童生徒の非行、犯罪被害を防止し、又は健全育成のために警察署が学校との連携を必要と認めるもの

(3) 学校から警察署への連絡対象事案

ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高く、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれがあり、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

エ その他事案の内容から、児童生徒の安全確保のため、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

2 連絡の必要性については、対象事案を取り扱った連携機関が、それぞれ判断するものとする。

(相互連絡の範囲)

第6条 この協定による相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名、対象事案の概要及び対象事案に関係する児童生徒の安全確保、再非行・被害防止並びに健全育成に資するため必要な情報とする。

(連絡責任者等)

第7条 連携機関による連絡責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 甲 安曇野警察署 生活安全課長

(2) 乙 安曇野市教育委員会 教育部長
麻績村教育委員会 教育次長

生坂村教育委員会 教育次長
筑北村教育委員会 教育次長
麻績村筑北村学校組合教育委員会 教育次長
(3) 学校 学校長

- 2 連絡責任者は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。
- 3 連絡責任者又は連絡担当者は、相互に連絡制度の目的に沿って、面接又は電話により、速やかに連絡するものとする。
- 4 甲は長野県警察本部へ、学校は乙へ事案報告を行い、適切な措置が図られるよう配慮するものとする。

(秘密保持の徹底)

第8条 この連絡制度において相互に提供された情報については、秘密の保持を徹底するとともに、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いをしてはならない。

- 2 連絡責任者は、秘密の保持を徹底するために必要な措置を講じるものとする。

(配慮事項)

第9条 この連絡制度に係る連携に当たっては、相互理解と信頼関係を保持するため、次の点に配慮するものとする。

- (1) 相互に連絡される情報については、正確を期するものとする。
- (2) 対象事案に関係した児童生徒の指導については、真に教育的効果に配慮するものとする。

(協議)

第10条 この連絡制度を円滑かつ効果的に実施するため、実施後3年ごとに甲と乙において検討を加える。ただし、その他必要があると認めるときは、甲と乙が協議するものとする。

(経費の負担)

第11条 この連絡制度の実施に係る費用は、連携機関が協議してそれぞれ負担するものとする。

(実施期日)

第12条 この連絡制度は、平成28年2月5日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 28 年 2 月 5 日

甲 安曇野警察署長 清水 英明 印

乙 安曇野市教育委員会教育長 橋渡 勝也 印

麻績村教育委員会教育長 飯森 力 印

生坂村教育委員会教育長 藤澤 光 印

筑北村教育委員会教育長 宮下 敏彦 印

麻績村筑北村学校組合教育委員会
教育長 飯森 力 印

議案第 12 号	教育部 学校教育課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)大澤 明彦

タイトル	有明高原寮視察委員会委員候補の推薦について
決定を要する事項の内容	委員の選任についての協議
要旨	<p>有明高原寮長から、平成 28 年度の有明高原寮視察委員会委員の推薦について依頼があったものです。</p> <p>現委員：橋渡 勝也教育長 (任期:平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)</p> <p>引き続き、教育長を委員候補者として推薦</p>
説明	<p>少年法の改正により、社会に開かれた施設運営推進を図り、施設運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会の設置が定められています。</p> <p>全ての少年院に視察委員会が設置され、7 名以内の有識者で構成（穂高高原寮 4 名）。少年院を視察し、その運営に関する意見を述べ、それらの意見を受けて施設長が講じた措置の概要を公表するものです。</p> <p>委員が非常勤の国家公務員に位置付けられ、兼職の問題が生じ、「安曇野市職員の務に専念する義特例関規則」第 1 項第 1 号に、職務に専念する義の特例として「職務に関連ある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合」とあり、有明高原寮視察委員会の委員は当該趣旨に合致することから兼職は可能ですが、その場も任命権者の許可を受ける必要があることから、候補者の推薦について協議するものです。</p> <p>※教育委員会の許可で良いかについては、職員課と協議済。（教育委員会が教育長の任命権者 改正前地方教育行政法第 16 条第 2 項）</p> <p>(委員名簿) 平成 28 年 3 月末まで</p> <p>上條 剛 氏 (弁護士 長野県弁護士会)</p> <p>小林 雅信 氏 (医師 安曇野市医師会)</p> <p>橋渡 勝也 氏 (公務員 安曇野市教育長)</p> <p>秋山 弘幸 氏 (会社員 安曇野市宮城地区公民館長)</p>

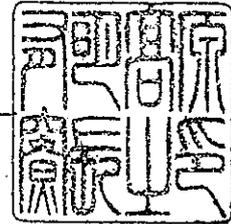


有高発第 639 号

平成27年12月25日

安曇野市教育委員会委員長 唐木博夫 殿

有明高原寮長 田川 康



有明高原寮視察委員会委員候補者の推薦について（依頼）

平素から有明高原寮視察委員会の運営につきましては格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度につきましても貴教育委員会から有明高原寮視察委員候補者を御推薦いただきたく、何卒お願い申し上げます。

今年度につきましては、年度末で一旦終了し、新年度4月に新たに就任していただく予定であります。もちろん、現在の委員を再び御推薦いただいても構いませんし、新たな方を御推薦いただいても結構です。

別添留意事項を御参照の上、別紙様式により1名の御推薦を平成28年1月22日までに返信くださいますよう、よろしく願いいたします。

留 意 事 項

少年院視察委員会の委員になるためには、少年院に関する専門的な知識を有している必要はなく、少年院法第9条第2項に定める要件を満たしていれば、委員候補者となることが可能です。

◎少年院法（第9条第2項）

委員は、人格が高潔であって、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ、少年院の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

ただし、委員は非常勤の国家公務員となりますので、国家公務員法の規定により官職に就くことができないとされている方は、推薦を頂いても委員に任命することはできません。

◎国家公務員法（第38条）

次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第109条から第111条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、委員には中立的な立場で活動していただく必要がありますので、少年院の職員（職員であった者を含む。）や在院者はもちろん、例えば、これらの者の親族の方、在院者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人になっている方、当該少年院における措置等を理由として在院者が提起している国家賠償請求訴訟等の代理人になっている方などは、法律に定められた要件を充たしている場合であっても、委員としてはふさわしくありません。

議案第 13 号	教育部 各課
平成 28 年 1 月 25 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援についての協議
要旨	学校教育課 後援 1 件 生涯学習課 後援 4 件 文化課 共催 2 件、後援 2 件 (詳細 別紙)
<p style="text-align: center;">安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p>	

平成27年度教育部学校教育課 共催・後援台帳

(平成28年1月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26-H25	H24	所管課意見	
24	H28.1.12	学校 教育	みんなの学校上映会in安曇野	みんなの学校上映会実行委員会 小高直樹	みんなの学校上映会実行委員会	後援	安曇野市内の公立小中学校や公的施設でチラシ配布をし、上映会開催の広報を行うため。	1月12日	平成28年4月2日	豊科学習交流センターさぼろ	学校教育の未来について考える場として、「みんなの学校1」の上映会を開催することを目的とする。	公立小学校のみんなが笑顔になる映画を描いたコミュニティ映画の上映とワーキングショップを行う。	-	-	-	基準第3条2により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
1031	H27.12.21	スポーツ推進担当	27年度強化セミナー 27年度強化セミナー	長野県空手道連盟 長野県空手道連盟 中村 直之	長野県空手道連盟	後援	安曇野市の選手が多く参加するため。全国的にはなく、スポーツの普及向上に寄与するセミナーである。	12月21日	平成28年2月11日(木)	三郷文化公園体育館	世界で活躍した指導者を招き、長野県空手道連盟の強化を目的とする。	指導者:樋口大樹、松久功 参加資格:長野県空手道連盟強化選手(小学第3年生~高校生)、長野県空手道連盟会員の小学第3年生~高校生(相手校合のできる者)、長野県空手道連盟会員の指導者 参加料:1人1,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可
1032	H28.12.25	社会教育担当	平成27年度地域フオーラム(子ども達の夢が、未来の町を創造する)~あるふすタウンづくりの役	松本大学 松本大学 学長 住吉廣行	松本大学	後援	文部科学省COG(知)の拠点事業に採択され、ており教育委員会の協力により多数の参加を図るため	12月25日	平成28年2月27日(土)	松本大学5号館講義室	親の仕事ぶりを間近にみて、職業に関心をもつ機会が少なく現在、本やテレビなどでなく仕事を身体で感じるこを「体験」を作り出すための協力する企業をはじめ、大人たちのための体前を考えるフオーラムを開催する。	事例紹介「キッズビジネスタウン」いちかわの実践から」 パネルディスカッション 「学校を柱とした地域づくり」 「高校生が活躍するビジネスタウン」企業人からの思い	-	-	-	基準第3条第2項により可
1033	H28.1.12	社会教育担当	夢を語る会	安曇野夢フオーラム 増田 望三郎	安曇野夢フオーラム	後援	地元の中学生たちにも聴いてもらいたい。	1月7日	平成28年2月20日(土)午後2時~	安曇野市穂高学習交流センター「みらい」	本人が真剣に夢を語り合うことで、子どもたちに夢を描き、その実現に向けて生きていくことの素晴らしさを伝えらる。	参加費 大人300円 学生以下無料 第1部 大人の夢発表 第2部 参加したみなさんの夢や思い 第3部 感想シェアリング	-	-	-	基準第3条第2項により可
1034	H28.1.15	社会教育担当	第20回暮らしのフェスティバル2016内エゴをテーマにしたマジックショー「おもむしるエコマジックショー」	株式会社市民タイムス 代表 新保 力	株式会社市民タイムス	後援	ショーを通じて、多くの子どもたちに環境とエコについて興味を持っていただきたいため。	1月14日	平成28年2月27日(土) ①10:30~11:15 ②13:30~14:15	松本めいいてつジョーホール	環境やエコをテーマにしたマジックショー。大人になると知る機会がない子どもたちにも環境とエコを多用せず、エコについてわかりやすく学ぶとともに、不思議さ・楽しさをも体験してもらおう。	参加料無料(事前申し込み優先) 環境問題やエコをテーマとしたお楽しみ型の子供から大人までわかるよう、楽しいマジックショー。 子どもから大人までわかるよう、楽しいマジックショー。 環境やエコを多用せず、エコについて、わかりやすく楽しく解説していきます。	-	-	-	基準第3条第2項により可

報告事項第 1 号	教 育 部 学 校 教 育 課
平成 28 年 1 月 25 日 提 出	(課長) 古 幡 彰 (担当係長) 飯 嶋 正 成

タイトル	安曇野市いじめ不登校問題対策連絡協議会委員の委嘱について
要旨	<p>安曇野市いじめ不登校問題対策連絡協議会設置要綱第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱又は任命したものです。</p> <p>任期：平成 29 年 3 月 31 日まで</p>
<p>安曇野市いじめ不登校問題対策連絡協議会設置要綱（抜粋）</p> <p>（職務）</p> <p>第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 学校及び地域におけるいじめ等の状況に関すること。</p> <p>(2) 学校、地域、関係機関等によるいじめ等防止の取組に関すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、いじめ等の防止に関すること。</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 教育長 (2) 福祉関係者 (3) 警察関係者 (4) PTA関係者</p> <p>(5) 教育関係者 (6) 行政関係者 (7) 学識経験者</p> <p>(8) その他教育委員会が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は教育長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>○第 1 回安曇野市いじめ不登校問題対策連絡協議会の開催（平成 28 年 1 月 22 日）</p> <p>開催日：平成 28 年 1 月 22 日（金）午後 2 時から 会場：安曇野市市役所 3 階 会議室 301</p> <p>内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書の交付 ・会長選任、副会長の指名 ・安曇野市不登校対策支援 各事業について ・「いじめ防止対策推進法」に係る対応について ・「安曇野市いじめ防止等のための基本的な方針」について ・平成 27 年度上半期のいじめ・不登校の現状について 	

【いじめ不登校問題対策連絡協議会委員 構成員名簿】

委員：14名（任期：平成28年1月22日～平成29年3月31日）

	氏名	区分	備考
1	橋渡 勝也	第1号教育長	安曇野市教育委員会教育長
2	青柳 和義	第2号福祉関係者	安曇野市民生児童委員協議会連合会 (堀金地区協議会長)
3	我山 公広	第2号福祉関係者	松本児童相談所(家庭支援課長)
4	萩原 剛	第3号警察関係者	安曇野警察署生活安全課(課長)
5	比田井 修	第4号PTA関係者	安曇野市PTA連合会(会長)
6	筒井 年恵	第5号教育関係者	安曇野市校長会 (豊科南小学校長)
7	大島 春彦	第5号教育関係者	安曇野市校長会 (堀金中学校長)
8	牛山 雅恵	第5号教育関係者	安曇野市校長会 (明北小学校教頭)
9	丸山 潔高	第5号教育関係者	安曇野市校長会 (穂高西中学校教頭)
10	松田 稔	第5号教育関係者	安曇野市教育委員会教育相談室
11	土肥 美香	第5号教育関係者	安曇野市不登校支援コーディネーター
12	浅川 登	第6号行政関係者	安曇野市福祉部子ども支援課(課長補佐)
13	山口 尊礼	第6号行政関係者	安曇野市総務部人権男女共同参画課(係長)
14	山田 賢一	第7号学識経験者	安曇野市子ども会育成会連合会(会長)

報告事項第 2 号	教育部 文化課
平成 28 年 1 月 25 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 西山 直幸

タイトル	「安曇野市新市立博物館構想策定委員会設置要綱」及び「安曇野市新市立博物館構想策定庁内会議設置要綱」の廃止について
	教育長専決による公示
要旨	安曇野市新市立博物館構想策定委員会及び安曇野市新市立博物館構想策定庁内会議については、「安曇野市新市立博物館構想」が策定され、当初の目的を達成したため要綱を廃止するものです。
説明	<p>○安曇野市新市立博物館構想策定委員会設置要綱 (平成 26 年教育委員会告示第 14 号) (任期) 第 4 条 委員の任期は、博物館構想の策定の日までとする。</p> <p>○安曇野市新市立博物館構想策定庁内会議設置要綱 (平成 26 年教育委員会訓令第 6 号) (設置) 第 1 条 安曇野市新市立博物館構想 (以下「博物館構想」という。) の策定に当たり、安曇野市新市立博物館構想策定委員会 (以下「委員会」という。) と連携して、博物館構想の基本方針や推進する施策等を検討するため、安曇野市新市立博物館構想策定庁内会議 (以下「庁内会議」という。) を設置する。</p> <p>○平成 27 年 11 月 16 日 政策会議で決定、12 月定例議会報告 ○平成 27 年 12 月 18 日 第 10 回新市立博物館構想策定委員会</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市新市立博物館構想策定委員会設置要綱（平成 26 年安曇野市教育委員会告示第 14 号）
は、廃止する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐 木 博 夫

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市新市立博物館構想策定庁内会議設置要綱（平成 26 年安曇野市教育委員会訓令第 6 号）
は、廃止する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

委員長 唐 木 博 夫

報告事項第3号	教 育 部 各 課
平成28年1月25日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について						
要旨	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">学校教育課</td> <td style="text-align: right;">1件</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>文化課</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> </table>	学校教育課	1件	生涯学習課	4件	文化課	4件
学校教育課	1件						
生涯学習課	4件						
文化課	4件						
<p style="text-align: center;">安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準 (審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p><u>(教育長の専決範囲)</u></p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>							

平成27年度教育部学校教育課 共催・後援台帳

(平成28年1月定例会議決事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H25	H24	所管課意見
23	H27.12.25	学校 教育	安曇野市高松演劇 会同発委会 安曇野市高松演劇 会同発委会実行委 員会	安曇野市高松演劇 会同発委会 安曇野市長 山岸 重文	安曇野市長演劇会同発 委会実行委員会	後 援	安曇野市民の方 々に広く知っていただ き、申請していただ くため。	12月25日	平成28年2 月13日	専決	過去承 認	○	12月28日	安曇野市交流学 習センター一からい	安曇野市内の高松演劇部が互いに交流す ることによって交流を深めて練習を高め合い、安 曇野市民の方々に高校生の方々の文化活動を 知っていただくこと。	職員等は、所定事業費高松、高松商 業団体の演習費を各、一枚あたり90 分程度の内容を行う。	○	○	○	基本第4条2により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
135	H27.12.16	スポーツ推進担当	中居地区剣道連成会	あつみの剣道連成大会実行委員会 北條 隆之	あつみの剣道連成大会実行委員会	後援	中居地区の中学校の剣道部のために、行方集大成であるため、後援をお願いたしたいと思います。	12月14日	平成27年12月19日(土)	12月16日	三郷文化公園体育館	安曇野市・中居地区を主にした地区の中学生を対象の剣道練習会。	剣道の基本練習及び練習試合。 参加料:1人200円	-	○	○	基準第4条第2号により可
136	H27.12.10	スポーツ推進担当	第28回信州安曇野ハーフマラソン	信州安曇野ハーフマラソン実行委員会 実行委員長 齊藤 正昭	信州安曇野ハーフマラソン実行委員会	後援	マラソン大会の開催を通じた交流人口の拡大と、通過型から宿泊型になる取組を進めるため、広く市民の方に参加していただくため。	12月8日	平成28年6月12日(日)	12月17日	豊科南部総合公園(スター・フィニッシュ会場)	安曇野の自然や食の豊かさを全国に発信するため、第28回信州安曇野ハーフマラソンを開催します。自然豊かな安曇野の景色を満喫するとともに、楽しみながら走っていただくことを目的とします。	ハーフマラソン(21.0975km) 定員:5,000人(うち市民枠500人) 参加料:1人5,500円 参加資格:大会当日18歳以上 ウェア:フリーラン(2km) 定員:300組600人 参加料1組3,000円(追加の場合は+1,000円で、子どものみ1人まで) 参加資格:大会当日18歳以上の保護者と小学生のペア(親子でなくても可)	○	-	-	基準第4条第2号により可
137	H27.12.18	スポーツ推進担当	第28回信州金綱引選手権大会	堀金地域体育協会 会長 日井 良臣	堀金地域体育協会	後援	地域住民の健康増進、親睦及びスポーツ振興に資する事業であるため、広くPRするため。	12月18日	平成28年1月31日(日)	12月22日	堀金総合体育館メインアリーナ	冬の運動不足解消と共に、競技を通じて地域住民相互と各スポーツ団体の融和と交流を図る。	競技種目:ロープハングスくずし、綱引き、3方引き綱引 競技方法:種別別リーグ戦方式	○	○	○	基準第4条第2号により可
138	H27.12.25	スポーツ推進担当	第14回東京ソフトボール大会	安曇野東京ハレールボール協会 会長 宮沢 信雄	東京ハレールボール協会	後援	安曇野市のソフトボールの普及に資するため、大会の運営協力を願うもの。	12月25日	平成28年2月21日(日)	1月5日	明科体育館、明南小学校体育館	安曇野市、松本市、など中居地区で盛んに行われているソフトボール大会で、年次大会として定着している。毎大会55~70チームの参加が見込まれる。他の参加地は、東京府、横浜市、大和市、などで明科体育館がこの地域の中心であり、会場も広いので適地である。尚参加チームが60チーム以上の場合は隣の明南小学校体育館も使用する。	○	○	○	○	基準第4条第2号により可

教育部 文化課 共催・後援台帳

№	受付日	作名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	開催期間	申込	理由	承認	承認(申込)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課名
73	平成27年 12月21日	まつもと子どもたちの映画祭7	一般社団法人 松本映画祭プロジェ クト 河西 徳浩	一般社団法人、松 本映画祭プロジェ クト	後 援	多くの安曇野市の子どもたちにも参加してほしいため。	12月17日	平成28年 3月20日(日)	過去 承認	過去 承認	12月22日	まつもと市児童 館 主ホール	まつもと市児童 館 主ホール	世界の子ども向け短編映画作品の上映およびワークショップイベント 入場料 初等(当日) 大人1,000円(1,200円) 子ども500円(700円)	○	○	○	取扱基準第4条第2号により可		
75	平成27年 12月21日	安曇野市中 学校高校美術部展	安曇野市豊科 近代美術館 館長 深 川 潔	安曇野市豊科近 代美術館、公益財 団法人 安曇野文化財団	後 援	安曇野市内の学校(生徒)の活動状況を多くの市民に広報/周知するため。	12月21日	平成28年 2月9日(火) ~28日(日)	過去 承認	過去 承認	1月5日	安曇野市豊科 近代美術館 本館2階展示 室・新館大展示 室	安曇野市豊科 近代美術館	中学生・高校生美術部員による展覧会 参加校 市内中学校 7校および 高校 4校 (計11校) 参加・入場料無料 ※ H21・22年度に後援承認者	-	-	-	取扱基準第4条第2号により可		
76	平成28年 1月5日	マリオネットの小さな作品展	あずみ野子ど も劇場	あずみ野子ど も劇場	後 援	地域のより多くの人々に 知られ、郷土文化に誇り を感じる機会を創出し、交流を 進めたい。	1月4日	平成28年 3月12日(土)	過去 承認	過去 承認	1月7日	穂波公民館	穂波公民館	人形劇団コンパによる、糸あやつり人形 の楽しい動きを鑑賞する。 入場料無料	○	-	-	取扱基準第4条第2号により可		
77	平成28年 1月5日	徳高美術協会春展	徳高美術協会 西澤 洋	徳高美術協会	後 援	安曇野地域の文化活動 に貢献したいため。	1月5日	平成28年 3月10日 (木)~ 15日(火)	過去 承認	過去 承認	12月22日	珠山公園 研習ホール	徳高美術協会	美術展を開催し、会員相互を高め合う 機会にふたぎと共に多くの人に鑑賞して いただき、心を寄せてもらうことで地域 の発展を図る。 入場料無料	○	-	-	取扱基準第4条第2号により可		

報告事項第4号

平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈学校教育課〉

教育指導室

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
小中学校への支援員等の加配について	安曇野市において、市費で負担している加配の支援員（特別支援学級補助員、障害児介助支援員、少人数学習等支援員、中間教室適応指導員、医療支援）は65人となっており、各小中学校の実情から、支援員等の加配は必要であると考えていますが、市の予算も限られているため、県費での加配を要望。	2月2日に行われる、中信四市市長懇談会において、安曇野市からの提出議題として協議予定。
市長と校長会との意見交換会（第2回）	理事者と学校長との意見交換を行うことにより、教育現場の実情等について相互理解を進め、支援員等の配置による効果等について意見交換を実施。 開催日 平成28年1月13日（水） 会場 安曇野市役所4階 会議室 出席者 市長・副市長・教育長・教育部長 校長16名 内容 ア 提案 ・ 市内小中学校の不登校等の現状と課題 ・ 市内小中学校の学力の現状と課題 ・ 市費非常勤職員の配置状況と来年度の要望 イ 懇談	学校への支援員等の配置、必要性等について、市・教育委員会が連携して進める。 加配職員数の決定 採用事務対応

学校教育係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
スクールサポート事業	・「スクールサポート事業に対するアンケート調査」を学校支援ボランティア（279人）、地域コーディネーター（17人）、各小中学校教職員へ実施しています。 質問に、ボランティアに対する謝礼等の項目を加え、集計結果は、今後のスクールサポート事業と信州型コミュニティスクールとの連携を検討する資料として、第2回地域教育協議会や定例会において報告します。	第2回地域教育協議会開催予定 ・穂高東中地域教育協議会 2月15日（月）午後6時30分から ・三郷地域教育協議会 2月16日（火）午後6時30分から ・堀金地域教育協議会 2月17日（水）午後6時30分から ・豊科南中地域教育協議会 2月22日（月）午後6時30分から ・穂高西中地域教育協議会 2月23日（火）午後6時30分から ・明科地域教育協議会 2月24日（水）午後6時30分から ・豊科北中地域教育協議会 2月25日（木）午後6時30分から
通学路合同点検（学校安全事業）	・通学路交通安全プログラムに基づき、市内小中学校の指定通学路及び導線道路の合同点検を実施します。 ・実施予定日程：2月1日（月）から12日（金）の間 詳細等については、1月20日（水）開催の安曇野市交通安全推進協議会 通学路交通安全部会において決定し、対応を進めます。	
学校インターネット回線の改修	学校のパソコンネットワークの再構築対応 センターサーバー化による情報共有、課題となっているインターネット接続速度の向上対応	

<p>第5回体力向上推進委員会</p>	<p>体力向上の検討を含め、できることから実践しなければという現状から「体力向上推進委員会」として組織。 開催日 平成 27 年 1 月 19 日 (火) 19:00～ 会場 安曇野市役所 3 階 共用会議室 306 内容 ・調査研究のあしあと (実践発表) のまとめについて ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果と公表について ・H27 年度新体力テスト (県スポーツ課集計システム) 結果について ・その他</p>	<p>「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の概要を公表し、機会をとらえて家庭や地域に協力依頼。 ・公表案の検討 ・2/22 教育委員会・校長会への報告 ・市広報・HP への掲載</p>
---------------------	--	---

学校庶務担当

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
<p>学校施設整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・穂高東中学校グラウンド北側ネットフェンス改修工事 (防球ネットのかさ上げ対応) ・三郷中学校テニスコート北側フェンス改修工事 (防球ネット老朽化による改修) ・三郷中学校校内電話設備更新工事 (三郷支所内線対応から、単独交換機設置対応) ・電話回線ひかり電話対応工事 (学校電話の光回線化による経費削減対応等) 	

平成27年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果(速報)について

長野県教育委員会事務局スポーツ課

- 本県の体力合計点について、中学校女子は全国平均を下回ったものの、小学校男女及び中学校男子は全国平均を上回った。
- また、体力合計点の前年度との比較では、小学校男女及び中学校男女共に向上した。特に、中学校女子が1点以上向上し、全国平均との差を詰めた。
- その結果、小学校男女及び中学校男女の体力合計点の総合は、本調査を始めた平成20年度以降初めて200点を超えるとともに全国平均を上回り、体力合計点の順位についても19位となり、初めて10位台となった。

1 本県の実施状況

	調査学校数	調査児童生徒数		
		男子	女子	合計
公立小学校	372校 (96.1%) 【対象校数 387校】	9,518人	9,041人	18,559人
公立中学校	193校 (93.2%) 【対象校数 207校】	9,542人	9,103人	18,645人

【※ 調査期間：4月～7月】

2 本県と全国との体力合計点の比較

		小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	総合
H27 (悉皆)	長野県 a	54.10	55.40	42.33	48.83	200.66
	全国 b	53.80	55.18	41.89	49.08	199.95
	差引 (a-b)	+0.30	+0.22	+0.44	-0.25	+0.71
H26 (悉皆)	長野県 c	53.84	54.66	42.11	47.38	197.99
	全国 d	53.91	55.01	41.63	48.55	199.10
	差引 (c-d)	-0.07	-0.35	+0.48	-1.17	-1.11
H25 (悉皆)	長野県 e	54.07	54.35	41.87	47.01	197.30
	全国 f	53.87	54.70	41.78	48.42	198.77
	差引 (e-f)	+0.20	-0.35	+0.09	-1.41	-1.47
前年度 対比	長野県(a-c)	+0.26	+0.74	+0.22	+1.45	+2.67
	全国(b-d)	-0.11	+0.17	+0.26	+0.53	+0.85

【※ 体力合計点とは、小学校8種目、中学校8種目の記録を男女別に点数化(1～10点)し、その合計点を80点満点で数値化したもの。】

○参考 (体力合計点による長野県の全国順位)

	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子	総合
長野県(H27)	18位	23位	20位	26位	19位
長野県(H26)	22位	30位	20位	41位	27位
長野県(H25)	19位	30位	24位	39位	29位

3 今後の取組

本調査の詳細な分析により、これまでの取組の成果や課題を明らかにし、各校の工夫など効果的な事例を周知するとともに、児童生徒の体力・運動能力向上に向けた施策の充実に活かしていく。

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考																																																
成人式	<p>○第1回実行委員会 8月18日 役割分担について</p> <p>○第2回実行委員会 10月24日 テーマ、アトラクションについて</p> <p>○案内状送付 11月5日 対象者 1,028人 (男525、女503) 参考：平成27年対象者1,155人 出席者843人 (出席率73.0%)</p> <p>○第3回実行委員会 11月22日 テーマ：踏み出せ ～ゆとりなんて関係ない!～ アトラクション：“ゆ”とり 棒グラフ</p> <p>○来賓への案内通知 11月25日 対象者63人</p> <p>○平成28年安曇野市成人式 出席者762人 (男394、女368) 出席率74.1%</p>	<p>記念写真の送付 1月27日</p>																																																
安曇野検定	<p>○平成27年度 安曇野検定告知及び受験者募集 10月13日～12月11日</p> <p>【申込者】延べ273人</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一般の部 基礎編・・・ 91人 ■一般の部 上級編・・・ 30人 (重複受験 9人) ■ジュニアの部・・・152人 (個人申込12人、学校申込140人) <p>※学校での申込状況 豊科東小4年：28人 穂高南小4年：80人 穂高南小6年：32人</p> <p>参考：過去の受験状況</p> <table border="1" data-bbox="379 1413 1024 1727"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th colspan="2">一般の部</th> <th colspan="2">ジュニアの部</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>受験者</th> <th>合格者</th> <th>受験者</th> <th>合格者</th> <th>受験者</th> <th>合格者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>118</td> <td>19</td> <td>221</td> <td>84</td> <td>339</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>89</td> <td>37</td> <td>47</td> <td>23</td> <td>136</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>148</td> <td>93</td> <td>130</td> <td>20</td> <td>278</td> <td>113</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>117</td> <td>79</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>138</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>472</td> <td>228</td> <td>419</td> <td>144</td> <td>891</td> <td>372</td> </tr> </tbody> </table>	区分 年度	一般の部		ジュニアの部		計		受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	23	118	19	221	84	339	103	24	89	37	47	23	136	60	25	148	93	130	20	278	113	26	117	79	21	17	138	96	計	472	228	419	144	891	372	<p>○平成27年度 安曇野検定 平成28年1月31日(日)</p> <p>受験会場 一般の部基礎編 穂高公民館・・・ 27人 「きぼう」・・・64人 一般の部上級編とジュニアの部は 「きぼう」</p> <p>※穂高南小6年は2月1日、豊科東小4年と穂高南小4年は2月2日にそれぞれ学校で実施</p>
区分 年度	一般の部		ジュニアの部		計																																													
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者																																												
23	118	19	221	84	339	103																																												
24	89	37	47	23	136	60																																												
25	148	93	130	20	278	113																																												
26	117	79	21	17	138	96																																												
計	472	228	419	144	891	372																																												

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
青少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ○4月20日 第1回運営委員会 ○5月13日 長野県青少年補導センター理事会・研修会（上田市） ○6月3日 センターだより第2号発行 ○6月11日 第2回運営委員会 ○7月17日 第40回長野県青少年補導活動推進大会（上田市） ○8月5日 街頭巡回（三郷、堀金、明科地域） ○8月12日 街頭巡回（豊科、穂高地域） ○8月19日 第3回運営委員会 ○9月5日 あづみっ子まつりへの参加 ○10月7日 センターだより第3号発行 ○10月14日 先進地視察（長野市少年育成センター） ○10月20日 県補導センター所長研修会（千曲市） ○10月30日 中信4市補導センター連絡会議（塩尻市） ○11月14日 長野県青少年健全育成県民大会（上田市） ○12月21日 街頭巡回（豊科、穂高、堀金地域） ○12月22日 街頭巡回（三郷、明科地域） 	<ul style="list-style-type: none"> 2月6日 青少年センター講演会 3月中旬 運営委員会 3月下旬 街頭巡回 3月下旬 センターだより第4号発行予定
安曇野こども映画教室	<ul style="list-style-type: none"> ○4月13日～5月14日 参加者・ボランティア募集 応募者：27名 ボランティア：5名 ○5月23日 開講式 場所：きぼう 講師：河崎義祐（映画監督） 内容：講義、映画鑑賞、パート決定、企画の検討 ○6月27日 第2回 内容：企画の検討、脚本の検討、撮影機材操作講義 ○7月25日 第3回 内容：リハーサルおよび映画撮影（長峰山） ○8月22日 第4回 内容：映画撮影（穂高神社、穂高駅前商店街） ○9月12日 第5回 内容：映画撮影（近代美術館、穂高南小学校） ○10月24日 第6回 オールラッシュおよび編集 ○11月14日 第7回 編集仕上げ ○11月28日 こども文化祭にて完成披露試写会 ○1月24日 松本商店街映画祭で優秀作品としてピカデリーホールで上映 	<ul style="list-style-type: none"> 1月下旬 作品DVD配布予定

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円		3 月下旬 第 3 回スポーツ推進委員会全体会
スポーツ推進審議会 予算額：137 千円		
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,000 千円	○12 月末現在 申請件数：60 件 交付額：720 千円	
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円		2 月 市民スポーツ祭実行委員会
スポーツ教室等 予算額：7,319 千円		○スポーツ指導者講習会 日時：2 月 6 日 PM2 時～ 場所：堀金総合体育館 講師：伊那西高校新体操クラブ監督 橋爪みすず ○コーディネーショントレーニング 体験会・学ぶ会 日時：2 月 27 日 場所：穂高総合体育館 講師：日本コーディネーショントレーニング協 会認定指導員
安曇野市体育施設の管理及び 運営等に関する見直しについ て	11 月～ 関係団体に周知	
公式スポーツ施設整備計画	12 月 25 日 第 3 回公式スポーツ施設整備推 進庁内プロジェクトチーム会議 開催	2 月 4 日 南部総合公園再整備及び新体育館整 備基本計画策定支援業務業者選定

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
有明運動場トイレ整備工事	12 月 7 日 トイレ下水道管渠工事契約	1 月下旬 トイレ下水道管渠工事着工 3 月 15 日 工事竣工予定
	1 月 13 日 トイレ棟整備工事定例会	3 月 11 日 トイレ棟整備工事竣工予定
堀金総合体育館外壁改修工事	12 月 24 日 外壁改修工事定例会	1 月 21 日 外壁改修工事定例会（最終）予定 1 月 29 日 外壁改修工事竣工予定
穂高会館非常電源装置蓄電池 交換整備工事	12 月 25 日 非常電源装置蓄電池交換整備工事竣工検査	（工事終了）
高家スポーツ広場駐車場整備 工事	1 月 12 日 駐車場整備工事業者選定 1 月 15 日 特定開発事業認定証交付	2 月中旬 駐車場整備工事入札
明科農村広場防球ネット整備 工事	10 月 9 日 防球ネット整備工事業者選定	1 月 19 日 防球ネット整備工事入札

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

文化振興事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
文化振興計画 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 中間評価調査業務（アンケート業務） 第一企画株式会社（長野市）に委託（～1月31日） 庁内関係各課の施策とりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 年度内に中間評価とりまとめ
東京藝術大学交 流事業	<ul style="list-style-type: none"> 楽器演奏指導事業：2月6日（土）・7日（日） 豊科南中学校、リーダーズバンド 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の日程調整
文化講演会	<ul style="list-style-type: none"> 日時：2月13日（土）午後1時30分～ 会場：豊科交流学习センター多目的ホール 講師：平坂 寛さん（生物ライター） 演題：「珍生物を通して知る身近な自然～安曇野の外来生物 を中心に」 	<ul style="list-style-type: none"> 広報
安曇野市美術館 博物館連携事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校ミュージアム：1月22日（金） 明北小学校 1月27日（水） 三郷中学校 出前展覧会：1月24日（日） 穂高交流学习センター 	<ul style="list-style-type: none"> 学校との詳細調整 出前展覧会広報
第5回田淵行男 賞写真作品公募	<ul style="list-style-type: none"> 募集受付：1月6日（火）～2月29日（月） 審査：3月 	<ul style="list-style-type: none"> 広報
「安曇野文化」 刊行	<ul style="list-style-type: none"> 「安曇野文化」第18号（冬号）編集・印刷（2月末発行） 第19号（春号）の編集 	
指定管理施設修 繕他	<ul style="list-style-type: none"> 近代美術館展示室等の漏水対策工事 工期：11月9日（月）～1月22日（金） 田淵行男記念館クロス張替 工期：2月15日（月）～17日（水） 	<ul style="list-style-type: none"> 検査日時の調整
安曇野市博物館 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 公募委員の募集 予定人数：2人 募集期間：1月20日（水）～2月10日（水） 	
安曇野市美術資 料等選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」の全部 改正に伴い、要綱設置の本委員会を条例に定める。。 3月議会後に規則の制定及び要綱の廃止を予定。 	

高橋節郎記念美術館事業

「そば猪口ア ト公募展」	<ul style="list-style-type: none"> 巡回展 瀬戸市新世紀工芸館：12月5日（土）～1月24日（日） 	<ul style="list-style-type: none"> 山形県白鷹町文化交流センタ ー「あゆむ」：平成28年2月
「改組新第2回 日展工芸美術長 野県入選者展」	<ul style="list-style-type: none"> 会期：12月13日（日）～3月6日（金） 本館通路を利用して展示 	

ライアーギャラリー リーコンサート	・ 収蔵する高橋作品の楽器（ライアー）を用いたコンサート 期日：1月16日（日） 出演：池末みゆき	
----------------------	---	--

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
市制施行10周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	・ テレシネ作業終了 ・ 「8mmフィルムで蘇る安曇野」映像作品の編集 フィルム提供者へ取材（1/19・20・26・2/4） 市内の楽器演奏者、音楽サークル他による BGM録音（1/17・23・30） ・ 提供された8mmフィルムの返却、デジタル化したDVDの配布	・ 映像作品の編集
文化財関係説明板等の 設置他	・ 「いわれの地」標柱建替え場所の確定および発注	・ 3月竣工
古文書調査	・ 「飯沼家文書」（南穂高）の調査	・ 継続調査
文化財防火デー	・ 1月24日 重文曾根原家住宅防災訓練 ・ 1月26日 重文松尾寺本堂化防災訓練	
大口沢化石調査の実施と調整	・ 1月10・17・24・31日 調査実施	・ 継続調査

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
研究会への参加	「松本平の縄文後・晩期の土偶」 1月8日 於：松本市立考古博物館	
発掘調査報告書作成	・ 平成26年度実施の埋蔵文化財保護事業について 芝宮南遺跡（穂高南小プール建設関係） 明科遺跡群古殿屋敷（一般開発関係） 試掘調査 工事立会い等（公共・一般） ※遺物実測、図面整備外	・ 3月末刊行
埋蔵文化財包蔵地内での土木 工事に伴う保護協議	・ 一般開発に伴う試掘調査（穂高八ツ口遺跡） ・ 公共事業に伴う工事立会い ・ 一般開発に伴う工事立会い	

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
展覧会 1 企画展「レッドデータブック」展（仮） 2 常設展示の一部更新（拾ヶ堰を扱った展示）	○開催概要 ・内容：『安曇野市版レッドデータブック 2014』から、絶滅の危機にある動植物に標本やパネル等を展示して解説する。 会期：平成 28 年 3 月 12 日（土）～4 月 10 日（日） ・内容：平成 28 年は拾ヶ堰開削後 200 周年にあたるため、常設展示の一部について拾ヶ堰を主なテーマにした展示につくりかえる。	・各分野の専門者、環境部環境課、文化課との調整 ・作業時期は 3 月末ころを検討中。
講座 1 講座「こたつを囲む講座」	○開催概要 開催日：2 月 13 日・20 日・27 日・3 月 5 日の各土曜日 館長及び学芸員が調査研究してきた内容を平易な形で来館者に解説する。	・各職員から内容を集約中。 ・開催日時・募集方法等検討。
刊行物発行 1 「安曇野風土記Ⅱ」執筆 2 紀要第 3 号 刊行	○内容：市内のお祭りを取り扱う ○内容：平成 26・27 年度にかかわる内容を中心に、館職員の中で執筆。	・執筆分担及び内容の検討

郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う等市民等の利用に供する。	郷土資料館・鐘の鳴る丘集会所（12 月 28 日から翌年の 2 月末までの日は休館）

貞享義民記念館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
企画展示 1 あさのたかを 木壁画とタイルアートの世界 2 瀧澤伸介絵画展	○開催概要 ・開催期間：1 月 14 日（木）～1 月 31 日（日） 市内三郷小倉の工房で作成され、県内のみならず全国の学校や病院にも飾られている、あさのたかをの作品を展示する。 ・開催期間：2 月 2 日（火）～2 月 28 日（日） 市内三郷中萱出身の画家による絵画作品 30 点を展示する。	・1 月 14 日（木）午前 10 時～展示作業 ・展示作業について打ち合わせ ・キャプション、タイトル等の準備

交流学习センター(施設)事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高交流学习センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民「マイ・コレクション」展 (Part2) ・会期:1月5日～3月6日 ・会場:穂高交流学习センター「みらい」交流ギャラリー ○大月裕夫&川口真衣ピアノコンサート ・期日:1月9日(土) 14:00～ ・来場者数:163人 ・入場料 100円 ・会場:穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール 	
豊科交流学习センター事業		<ul style="list-style-type: none"> ○開館5周年記念 熊井啓監督作品「本覺坊千利休」上映会 熊井明子講演会 ・期日:2月6日(土) 10:00～、13:30～ ・入場無料 ・会場:豊科交流学习センター「きぼう」多目的交流ホール
交流学习センター運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○交流学习センター運営委員会（第6回） ・期日:1月1月22日(金) 午前10時～正午 ・場所:穂高交流学习センターみらい 多目的交流ホール ・内容:「安曇野市交流学习センター（施設）及び安曇野市図書館における管理運営の方向性について」報告書（案）について、その他 ※図書館協議会との合同開催 	

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館協議会（第5回） ・期日:1月22日(金) 午前10時～正午 ・場所:穂高交流学习センターみらい 多目的交流ホール ・内容:「安曇野市交流学习センター（施設）及び安曇野市図書館における管理運営の方向性について」報告書（案）について、その他 ※交流学习センター運営委員会との合同開催 	